

令和5年第6回定例会

階上町議会会議録

令和5年12月 5日開会

令和5年12月 8日閉会

階上町議会

令和5年第6回階上町議会定例会会議録目次

○第1号12月5日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
休会期間の決定	7
散会の宣告	7

○第2号12月7日（木曜日）

議事日程	8
本日の会議に付した事件	8
出席議員	8
欠席議員	9
説明のため出席した者の職氏名	9
職務のため出席した者の職氏名	9
開議の宣告	10
一般質問	10
中島 孝一君	10
上道二三男君	18
土橋美加佐君	21
大下 修君	26
小松 雅彦君	39
散会の宣告	49

○第3号12月8日（金曜日）

議事日程	50
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	51
説明のため出席した者の職氏名	51
職務のため出席した者の職氏名	52
開議の宣告	53
議案第1号議題、質疑、討論、採決	53
議案第2号議題、質疑、討論、採決	56
議案第3号議題、質疑、討論、採決	57
議案第4号議題、質疑、討論、採決	57
議案第5号議題、質疑、討論、採決	58
議案第6号議題、質疑、討論、採決	59
議案第7号議題、質疑、討論、採決	59
議案第8号議題、質疑、討論、採決	60
議案第9号議題、質疑、討論、採決	60
議案第10号議題、質疑、討論、採決	63
議案第11号及び議案第15号一括議題、質疑、討論、採決	67
議案第12号及び議案第14号一括議題、質疑、討論、採決	68
議案第13号議題、質疑、討論、採決	71
議会案第1号議題、質疑、討論、採決	71
階上町選挙管理委員及び補充員の選挙について	72
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	73
町長挨拶	73
閉会の宣告	74
署名議員	75

令和5年第6回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和5年12月5日(火曜日)

令和5年第6回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和5年12月5日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋美加佐君	2番	渡部高明君
3番	中島孝一君	4番	熊谷道雄君
5番	小坂正年君	6番	下沢育男君
7番	大下修君	8番	小松雅彦君
9番	上道二三男君	10番	森榮吉君
11番	林貢君	12番	百目木和俊君
13番	大江和夫君	14番	長根岩夫君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長 荒谷憲輝君 副町長 澤田充君

教 育 長	丸 岡 博 君	総 務 課 長	濱 浦 幸 夫 君
総合政策課長	地 代 所 誠 君	税 務 課 長	佐 京 実 君
町民生活課長	大 谷 地 尚 子 君	すこやか健康課長	平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長	古 川 明 美 君	産 業 振 興 課 長	西 山 圭 一 君
建 設 課 長	上 静 志 君	教 育 課 長	中 屋 敷 司 君
会 計 管 理 者	濱 浦 孝 子 君	代 表 監 査 委 員	境 栄 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	茨 島 俊 行 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総務課主査	花 生 智 紀 君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、令和 5 年第 6 回階上町議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、9 番上道二三男君、10 番森榮吉君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 12 月 8 日までの 4 日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から 12 月 8 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（長根岩夫君） 日程第3、この際、議案第1号 階上町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての件から、議案第15号 階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の件まで、15件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。（町長登壇）

おはようございます。本日ここに令和5年第6回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 階上町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、階上町が行う下水道事業について、法令に定めがあるもののほか、所要の事項を定めるため、提案するものであります。

議案第2号 階上町監査委員に関する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、地方自治法の一部改正及び令和6年4月からの下水道事業の公営企業会計化に伴い、所要事項を定めるため、提案するものであります。

議案第3号 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、令和6年3月4日から運用を開始する、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付に関し、必要な事項を定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

議案第4号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

議案第5号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、青森県人事委員会勧告に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるほか、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第 6 号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、会計年度任用職員の給料月額、並びに期末手当の支給割合を改めるため、提案するものであります。

議案第 7 号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、令和 6 年 3 月 4 日から運用を開始する、コンビニエンスストア等での、交付に係る手数料の金額の特例を定めるため、提案するものであります。

議案第 8 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税を減額するため、提案するものであります。

議案第 9 号 階上町空き家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第 10 号 令和 5 年度階上町一般会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 2,737 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 59 億 9,156 万 8,000 円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金、2 億 9,995 万 1,000 円等を減額し、地方交付税 3 億 1,841 万 4,000 円、国庫支出金 789 万 1,000 円等を追加するものであります。歳出につきましては、衛生費 756 万 5,000 円、予備費 4,264 万 5,000 円等を減額し、総務費 2,058 万 1,000 円、商工費 487 万円、土木費 5,342 万 2,000 円等を追加するものであります。

今回の主な補正内容としましては、地方交付税等の交付に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものであります。さらに、歳出の追加につきましては、総務費に、高校生以下の子どもが、医療機関を受診した場合の自己負担分を助成する子供医療費給付費として 687 万円、戸籍における氏名の振り仮名の法制化に伴うシステム改修委託料として 631 万 4,000 円、土木費に、除雪作業委託料として 5,000 万円等を追加しております。

次に、第 2 債務負担行為補正であります。小規模事業者が、日本政策金融公庫から借入れした際に生じた利子を町が補給するものについて、変更するものであります。

議案第 11 号 令和 5 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 5 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 1,528 万 8,000 円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、県支出金 5 万 8,000 円を追加するものであります。歳出につきましては、総務費 5 万 8,000 円を追加するものであります。

議案第 12 号 令和 5 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 6 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4,846 万 8,000 円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 129 万 1,000 円を減額し、繰越金 135 万 2,000 円を追加するものであります。歳出につきましては、総務費 6 万 1,000 円を追加するものであります。

議案第 13 号 令和 5 年度階上町介護保険特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 70 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 14 億 2,381 万 7,000 円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 33 万 3,000 円、繰入金 40 万 2,000 円を減額し、支払基金交付金 8,000 円、県支出金 2 万 1,000 円を追加するものであります。歳出につきましては、総務費 84 万 7,000 円、予備費 2 万 5,000 円を減額し、地域支援事業費 11 万 7,000 円、諸支出金 4 万 9,000 円を追加するものであります。

議案第 14 号 令和 5 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 1,056 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 3,750 万 8,000 円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 690 万円、町債 690 万円等を減額し、繰入金 167 万 2,000 円、繰越金 493 万円を追加するものであります。歳出につきましては、公共下水道事業費 1,123 万 6,000 円を減額し、総務費 9 万円、施設管理費 57 万 8,000 円を追加するものであります。

次に第 2 表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 15 号 令和 5 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ 38 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 7,266 万 8,000 円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 1 万 7,000 円、諸収入 37 万 1,000 円を追加するものであります。歳出につきましては、保険事業費 38 万 8,000 円を追加するものであります。

以上、提出議案につきまして、概要をご説明申し上げましたが、審議の過程にお

いての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案の通り議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長(長根岩夫君) これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会期間の決定

○議長(長根岩夫君) お諮りいたします。

議事の都合により、12月6日は休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

副:追加 ご異議なしと認めます。

よって、12月6日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(長根岩夫君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、12月7日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時18分)

令和5年第6回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和5年12月7日(木曜日)

令和5年第6回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和5年12月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 3番 中島 孝一君 (1) 行政区長の処遇について
(2) 各集会所に支払われる指定管理料について
- 9番 上道二三男君 (1) 公営合葬墓計画について
- 1番 土橋美加佐君 (1) 階上町スポーツ少年団活動への支援について
(2) 階上町にある無形民俗文化財の保存・伝統活動への支援について
- 7番 大下 修 君 (1) 灯明堂の灯台としての役割と史跡紹介について
(2) 町独自支援事業の「国の交付金の使途について制限が厳しく…」の答弁について
(3) 小学校児童用机・椅子の物品購入について
(4) 階上町旧学校施設利活用公募型プロポーザル（企画提案）の実施について
- 8番 小松 雅彦君 (1) 旧階上町立小舟渡小学校の活用について

日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 土橋美加佐君	2番 渡部高明君
3番 中島孝一君	4番 熊谷道雄君
5番 小坂正年君	6番 下沢育男君
7番 大下修君	8番 小松雅彦君
9番 上道二三男君	10番 森 榮吉君

11番 林 貢 君

12番 百目木和俊君

13番 大江和夫君

14番 長根岩夫君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町 長	荒谷憲輝君	副 町 長	澤田充君
教 育 長	丸岡博君	総務課長	濱浦幸夫君
総合政策課長	地代所誠君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	大谷地尚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君
介護福祉課長	古川明美君	産業振興課長	西山圭一君
建設課長	上静志君	教育課長	中屋敷司君
会計管理者	濱浦孝子君	代表監査委員	境栄治君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	茨島俊行君	庶務 G L	下平有香君
総務課主査	花生智紀君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（長根岩夫君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（長根岩夫君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

3 番、中島孝一君の質問を許します。

- 3 番（中島孝一君） はい、議長。

- 議長（長根岩夫君） はい。3 番、中島孝一君。

- 3 番（中島孝一君） （中島議員登壇）

3 番、中島孝一です。よろしく申し上げます。

階上町には 19 の行政区があり、町長の委嘱を受けた 19 名の行政区長が、町行政事務を円滑に推進するために日々活動しておられます。私もこの 3 月までその中の 1 人でありました。区長として活動していた間に感じ、考えていたことの一部ではありますが、議員としての最初の一般質問で取り上げさせていただきました。私の質問は、一つ、行政区長の処遇について、一つ、各集会所に支払われる指定管理料についての 2 件であります。どうぞよろしく申し上げます。

その 1、行政区長の処遇について質問します。地区内では、「区長さん」と声を掛けられます。相談事です。自宅の電話が鳴ります。外灯の故障の連絡です。次の草刈りに来られないとの相談です。集会所の利用の問い合わせです。除雪の苦情です。

このように区長のところには、地区内の住民から連絡や苦情や相談やお願い事などが集まってくるのです。

地区内を歩くと、道路脇の法面の草の伸び方が気になります。交通安全ののぼり旗が壊れていないか、ごみが決められた日に出ているか、夜は防犯灯が故障していないかと気になるのです。区長は、区長でいる間は、いる限りは、地区の中において常に区長なのです。365日、区長なのです。

このような日常の中で、区長として毎年繰り返してやらなければならない業務があります。行政区長として統括している業務を皆様にご理解いただくために、概要を紹介したいと思います。少々長くなりますが、ご容赦ください。

その前に、実は区長の役目の他に、区長を受託すると、自動的に兼務させられる役目があります。ご紹介しておきます。1 社会福祉協議会評議員、2 共同募金会運営委員、3 安協階上支部理事、4 防犯協会支部長、5 緑化推進委員会委員、6 自主防災会会長などで、これらの役職が重なってくるのです。

さて、毎年繰り返す業務についてです。4月の町内会総会が終わった春先から、クリーンアップの下水処理と、三陸復興記念清掃大作戦から始まります。そして、6、8、10月のクリーンアップは草刈です。年間を通じた地域の環境保全活動が行われます。また、春先から社協や安協、防犯協会、消防団など関係機関の総会や会議や行事などが次々と行われます。こども園、小学校、中学校の入学式、運動会、文化祭、卒業式など、年間行事も行われ、その間には、臥牛山まつりやいちご煮祭りなど、町が後援する事業も、行事も行われます。地区の子供たちや保護者、住民が参加する行事や式典には、地区の代表である区長は、全ての行事に招待されます。「おらほの区長は来てないの?」と、地区の住民に寂しい思いをさせないためにも、出来る限り参加しています。

安協の交通安全活動である春、夏、秋の運動期間には、安全祈願祭や大会等への参加、約10日間ののぼり旗の設置と回収、旗の破損部の修理や更新、地区内の交通安全施設である標識やミラーの点検、補修更新の申請等、また冬期間には除雪に対する苦情への対応、町から支給される融雪剤の、町内各所への分配作業などもあります。

また、年間12回、毎月10日までの午前中に、はしかみ広報と関係先である県、社協、水道企業団、交番、県議会、町議会、小中学校、更には各課からのお知らせなどが、ドサッと町から届けられます。これらを広報に折り込んで、町内会班長などにより、地区の町内会加入の全家庭に、もれなく配布します。

なお、広報などの配布と同時に、募金や集金があります。安協、社協、共同募金、赤十字など小学校や中学校、PTA、後援会などの会費、交通共済保険、町内会会費

など、年間 7 ヶ月ほどの集金する月があり、毎年変わる班長に説明し、集金の間違いがないように行わせ、記録し、お金を依頼先に届けます。

繰り返される年間行事の中で、行政区長が最も大変なイベントは、敬老会の開催と夏祭りの開催でしょう。何日もかけて計画し、手配し、民生委員、ほのぼの協力員、地域の子供たちが通うこども園や小学校、中学校、消防団、あるいは有志などの協力を得て、実施します。また去年は、第 2 次協働の町づくり地区計画、後期計画の策定業務がありました。策定委員を集め、何度も会合し、修正し、集会で内容の承諾を求めて完成し、全戸に配布するまで、区長には大きな負担であったと思われます。

また、地区内の活性化や環境保持・保全のために、補助事業を計画し、申請して補助を受けます。実施する必要があります。町づくり支援事業地区計画推進事業や自主防災育成事業、コミュニティ助成事業などです。ごみ集積所のごみ収納庫の更新や改修、分別カゴ等の保管など、地区の環境保全にも努める必要があります。補助申請を怠れば、補助金がもらえず、何もできないことになります。地区に私道の道路補修工事があった場合は、申請業務から工事業者の手配と工事実施、工事費の処理など、大変な仕事です。

また、行政区によっては、公園の管理業務を受託しているところもあり、トイレの清掃や草刈り、庭木の剪定作業の実施など、町内会の業務委託契約先、町内会長としての役割です。集会所の利用時の鍵の開閉や維持管理も、指定管理者である区長の役割で、集会所の草刈りや建物内の掃除も定期的に町内会組織で行っています。

区長として苦勞する業務があります。行政担当課から、民生委員・児童委員、健康推進委員、ほのぼの協力員、安協役員などの、地区の交代要員の推薦を求められることです。人選し、承諾を得るまで、大変苦勞することになります。最近は受けてくれる人材を確保できないことも多いのです。

以上は、実際に行政区長が町内会の組織を動かして、毎年毎年行っている、大雑把な業務の概要です。これらの業務を適切に遂行できるのは、毎年現実に多くの業務で、直接地区住民と接触を繰り返し、しっかりと地区住民の生活に溶け込んでいるからでしょう。行政区長は、行政と住民の接点にいて、重要な、無くてはならない継ぎ手になっているのです。

さて一方で、この役目を委託している町政側からの行政区長の役割について確認します。行政区長は、町行政委員規則第 2 条に、地区住民から推薦され、町長から委嘱されるとあり、第 3 条に、任務として概ね次のことを行うこと、と定められています。4 項目あります。1. 町が行う行政事務を行政区住民に周知徹底を図ること。これは町が町民に対して行う、あるいは町民が行う行政事務の、概ね全てに関

わかることと捉えられます。2. 町が発行する広報等刊行物に関する事。これははしかみ広報と同時に配布される町及び関係機関の全ての配布物が対象でしょう。3. 当該行政区に必要な住民自治に関する事。この場合の住民自治は、町内会の活動に関する全てのことでしょう。4. その他町行政推進の必要上、町長が依頼した事項。

そして町から委嘱されるのは、行政区長 1 名だけです。もし行政区長に委嘱されただけの区長では、任務遂行は現実には困難で、町内会会長が行政区長を委嘱されたことで、町内会会長である立場を活用し、町内会の組織を動かし、委嘱された任務を遂行することができるのです。これまで築いてきた地区住民の信頼という絆があって、初めて行政区長の任務を遂行できると私は確信しています。

これらのことをご理解いただいた上で、行政区長の活動に対する町の処遇について、ご検討いただきたいのです。ここで言う処遇とは、地区住民の先頭に立つ行政区長が、町のため、地区住民のためにプライドを持って、熱意を持って、そのポテンシャルを生かして働こうと思える、条件や環境、報償金の額などが整っているかということです。

今から 11 年前と古いのですが、平成 24 年 10 月、階上町の区長会は、先進地の視察研修に、山形県真室川町を訪問しました。その際に、同町の区長制度について調査、勉強してまいりました。同町は当時、人口は約 1 万人、世帯数は約 2750 世帯の町で、階上町は、令和 5 年の現在の現在の人口で約 12800 人、世帯数約 6000 世帯と、我が町より一回り小さめの山間部の町というところでした。この時に知り得たデータにより、令和 5 年現在の階上町との、区長に対する処遇の違いについて、比較し、検討してみました。そして私は 3 つの点に注目し、町のご見解をお尋ねすることとしました。

1 つ目は、報償金の呼び方についてです。真室川町では報酬としているのに対し、階上町では報償金と呼んでおります。真室川町の場合の報酬には、労働に対する対価の意があるのに対し、当町の報償金には損害を償う金という意があるのです。これには、両町の民生に対する行政区長の働きについての、認識の違いが感じられるのです。当町でも、明確に区長の労働に対する報酬と呼称すべきかと考えますが、町のご見解をお聞かせください。

2 つ目は、行政区長の人数と、1 行政区当たりの世帯数についてです。真室川町では 2750 世帯で、78 の行政区があり、単純計算で、1 行政区で 35 世帯を 1 人の区長が担当していました。対して階上町では、世帯数 6000 世帯に 19 行政区で、単純計算で、1 人の行政区長が 320 世帯を担当しているのです。真室川町の担当世帯数の約 9 倍です。さらに真室川町では、区長を支援する地域担当職員が 140 名いるのです。しかもこの町では、平成 20 年に町内全域に光ファイバー網を敷設し、各

家庭からインターネットで住民サービスが利用できる、光ブロードバンドを開通しているのです。真室川町の、地区の自治や民生にかける力の入れようには、驚かされました。また同時に、同町の場合、明らかに区長の負担が小さいのです。負荷は分散されて軽くなっているのです。

また階上町の場合、令和 5 年での地区世帯数を見ると、1 行政区の世帯数の最小が 77 世帯に対し、最大は 1120 世帯と、その差が極端に大きく、かつ全 19 行政区のうち、500 世帯を超える行政区が、5 行政区あるということです。いずれも、町内会加入率の低い行政区と符合していることも考えれば、今後の民生運営の行く末を考えて、まずは過大な世帯数の行政区を適正な範囲に見直し、調整すべきではないでしょうか。町のご見解をお聞かせください。

3つ目は、行政区長に対する報酬と報償金についてです。真室川町と階上町の行政区長に対する、町の予算の年間の報酬、報償金の総額の比較で、真室川町の地域担当職員の費用を考慮しない場合でも、人口も世帯数も小さく、区長の負担も軽い真室川町が 650 万円に対し、階上町は逆に 347 万円と、約半額であることです。階上町の行政区長は 1 人平均 320 世帯を担当し、前述のような任務を遂行する業務の報償金が、単純平均の年額で約 182,600 円、月額で約 15,100 円、日額で約 500 円となります。これでは日額でたばこ代にも不足し、月額で車の維持費はもちろん、ガソリン代にも足りないどころか、月額が労働者の 1 日分程度でしょう。孫にお小遣いをあげるところか、孫からもらいたいぐらいではありませんか。これで、町行政事務を円滑に推進するため、町行政の最先端で行政区住民の先頭に立ち、一年中活動している行政区長に対して、町は相応の処遇をしていると言えるのでしょうか。真室川町の 11 年前と、現在の階上町との比較であることも加味し、行政区長の処遇を適切な報償金の額に改定すべきと考えます。町のご見解をお聞かせください。

その 2、各集会所に支払われる指定管理料について、質問します。町内に 8 か所ある集会所の維持管理は、行政区長、つまり町内会代表の会長が、指定管理者として町と契約を交わし、区長と町内会組織で、集会所の開閉及び敷地の草刈り、建物の清掃や管理などを実施しています。本来、指定管理料は、集会所の指定管理者の属する町内会に、管理料という経費として支払われる料金ですが、実際には、毎年町から集会所の光熱水費の基本料金部分の支払い実績を求められて報告し、その金額が、町内会の通帳に振り込まれるという、処理のされ方であることから、町内会としては、指定管理料という経費ともまた、光熱水費への補助金ともとれるという、あやふやさを感じつつ、もやもやした不満がありました。指定管理料が本来の管理費としての経費であれば、その旨を明確にすると同時に、その算出根拠を明確に、区長会に説明し、確認し合うべきと考えます。その場合、集会所の光熱水費は、全

額町内会の負担で、補助金ではなかったということで、これまでの光熱水費の基本料金は、町で負担してくれていたと理解していた町内会にとっては、それはそれで腑に落ちない思いが残るのです。ことに最近では、集会所が更新されて、新しく、大きく、設備も便利になっていること、電気料金などの支払い金額も、昔より増加しております。また、最近の電気料などの値上げが、さらに追い打ちをかけることになりそうです。

集会所を管理する町内会としては、せめて光熱水費の基本料金は、町の補助をお願いできないか、もしくは光熱水費の負担額を、町管理施設を利用している町内会と、同程度とすべきではないか、と考えます。近年は、少子高齢化や核家族化が進み、どこの町内でも1人住まいや高齢者夫婦2人住まいのご家庭が多くなっています。また、地域の核であった学校は統合し、閉校しています。青年団や婦人会、あるいは生産部会などの地域のコミュニティがなくなり、あるいは縮小し、もはや行政区を包括するコミュニティとしては、町内会などの自治会だけになっています。その上、コロナ感染症の影響等もあり、近隣との接触も、集う場や語り合える機会も少なくなっていて、隣人との絆、地域の絆が弱くなっていると、強く感じられるのです。

その中で、唯一のフリーの空間である集会所等の活用度は、高いとは言えないでしょう。それは都市部と違い、農漁村の第一次産業地域には、高齢者にも働く場や、労働力としての需要があり、遊んでいる暇がないという状況もありましたが、時代も進み、現在は、高齢者を取り巻く環境も大きく変わりました。そこで、これからの集会所は、高齢者が楽しく語り合える場所、健康保持のための場所として、また町内会としても、集会所を核とした活動を活発にするためにも、集会所をできるだけ開放し、地区の住民がいつでも集まり、気軽に利用しやすい場所として、管理運営の仕組みを作ることが必要と考えます。集会所の管理運営は、指定管理者である町内会の、自主性に任せる前提であったとしても、仕組みの具体化や経費等の費用確保などに、町の支援が必要です。その場合の、集会所指定管理料のあり方も、追隨して変化する必要があると思います。以上、集会所の指定管理料に対する、町のご見解をお聞かせください。質問は以上であります。ありがとうございました。（中島議員降壇）

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。（町長登壇）はい。おはようございます。

中島議員には、行政区長として12年間、地域活性化、地域住民のために、多忙な業務と大きな役割などご尽力いただき、感謝申し上げますと共に、区長として大変お疲れ様でございました。今後におきましては、町議会議員として、高い志を持って、町の発展と町民の皆様の安全で安心な暮らしのために、多様な観点で、ともに努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、中島議員のご質問にお答えします。まず1点目の行政区長の処遇についての件であります。議員ご案内の通り、行政区長の業務は多岐にわたり、行政の様々な分野において、献身的なご協力をいただき、本町行政が円滑に運営できますことに対し、区長の皆様に感謝申し上げます。また、中島議員には、追越行政区長として、12年間、そのうち3年間は区長会長として、ご尽力されたことに、改めて感謝申し上げます。

それでは、1つ目の報償金の呼称についての件であります。はじめに、報酬は原則として、勤務日数に応じて与えられる給付とされ、報償金は、議員ご案内の意もあります。その他に、役務の提供に対する純粋な謝礼として、支出される予算として扱われております。そのため、平成18年度まで区長報酬として、取り扱っていたものを、平成19年度から、行政区長の業務の対価として支払うべきものと考え、区長報償金として取り扱っております。

次に、2つ目の1行政区の適正な世帯数についての件であります。これまで8年度には、失礼しました。これまで、平成8年度には、人口及び世帯数の急激な増加に伴い、行政区長から行政区割の見直しについて望む声がありました。これを受け、石鉢行政区を石鉢、蒼前、野場中の3行政区に分割し、平成11年度には、赤保内行政区を赤保内、耳ヶ吠東、耳ヶ吠西の3行政区に分割し、現在の19行政区になった経緯がございます。今後の行政区の見直しについては、行政区長の意見を踏まえながら、検討すべきと考えております。

次に3つ目の区長の報償金の額についての件であります。はじめにこれまでの経緯でございますが、平成9年度から16年度までは、行政区長の報償金は一律22万6,000円でした。平成17年度からは、行財政改革により平成21年度に至るまで、一律15万円と減額となり、平成22年度からは、行政区長からの増額要望により、現行の報償金となりました。現在の報償金の算定方法は、定額15万円に各行政区の広報配布部数を基にした、世帯数割に応じた金額1万円から7万7,500円を合わせた、計16万円から、22万7,500円を、各行政区長に支払っております。現行の報償金は、平成22年度に見直してから、13年が経過しており、近年では、燃料費や物価の高騰など、社会情勢が著しく変化してきている。

また、行政区長からは後継者の引き受け手が見つからないといった問題や、日常生活が、コロナ禍前に戻りつつある、行政区長としての業務量が増加してきている、との意見が出されております。区長報償金についての意見交換を行った際には、定額分と世帯割分の両方について、増額を望む声があったと伺っております。今後、社会情勢の変化等を考慮しながら、報償金改定を含めた行政区長の処遇改善について、前向きに進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、各集会所に支払われる指定管理料についての件であります。議員ご案内の通り、町内8か所ある住民集会所の指定管理運営については、指定管理者として、各行政区長をお願いしているところでございます。区長の皆様には、指定管理制度を導入した平成18年度から、地域活動の拠点となる施設の管理運営にご協力いただいていることに対して、お礼を申し上げます。

さて、議員ご質問の指定管理料の算定につきましては、電気、ガス、水道の基本料金をはじめ、基本的な施設の維持管理に必要な経費を、町が負担することとして、算定しているほか、貸し出した場合の施設利用料については、各施設の指定管理者が徴収でき、施設管理費に充当できる仕組みとなっております。しかし、近年では、新型コロナウイルス感染症の蔓延による貸し出し事業の減少や、昨今の物価、エネルギー価格の高騰により、町内会の負担が増える傾向にあると認識しております。

先の9月議会定例会の一般質問でも、答弁させていただきましたが、今年度で、5か年の指定管理期間が満了となることを踏まえまして、「次期、指定管理に向け、区長方のご意見を伺う」と答弁させていただいたところでございます。先般、10月開催の区長会議終了後に、関係区長と意見交換をさせていただきましたので、今後、区長方からいただいたご意見や、一般質問等でいただいたご意見を参考にしながら、来年度以降の指定管理料及び事務の簡素化、明確化などの検討を、進めてまいりたいと考えております。

また、利用促進の費用に係るご意見もいただいているところでございますが、昨年度、作成していただいた第2次協働のまちづく地区計画の中で、地域コミュニティの活性化などを各地区とともに計画されている状況でございますので、町としましては、協働のまちづくり地区計画推進交付金などの活用も、ご検討いただきたいと考えております。地域の皆様にとって、より良い施設運営に向け、努めてまいりますので、今後ともご協力いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。(町長降壇)

○3番(中島孝一君) はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい。3番、中島孝一君。（中島議員起立）

○3番（中島孝一君） 3番、中島孝一です。追加質問はありませんが、区長会とよくお話し合いいただきまして、本当の意味の、聞く耳をお持ちいただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。（中島議員着席）

○議長（長根岩夫君） 以上で3番、中島孝一君の質問を終わります。
9番、上道二三男君の質問を許します。

○9番（上道二三男君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、9番、上道二三男君。（上道議員登壇）

○9番（上道二三男君） 9番、上道二三男です。12月定例会に一般質問の機会をいただき感謝申し上げます。

さて、本年7月26日のNHKニュースWebに総務省がまとめた「日本人の人口、14年連続減少、始めて、47都道府県全てで減る」との大きな見出しの報道がありました。総務省統計局が本年9月20日に公表した総人口は、前年同月比52万人の減で、15歳未満の人口は30万3000人減と最も大きく、75歳以上の人口のみが増加とありました。少子高齢化が加速し、深刻な状況がうかがえます。今回の質問は、このような状況を踏まえ、今からちょうど3年前の、12月定例会一般質問で出された内容と、全く同じ質問です。3年が経過し、町の考えに変わりはないのか。あるいは、社会情勢に沿った対応をしていくのか、を問うものであります。それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

公営合葬墓計画について、私の質問はこの1点のみです。納得のいく答弁がいただけるよう、与えられた時間をフル活用させていただきます。令和2年12月10日の一般質問で、町営合葬墓についての検討をする考えはないか、の質問がありました。当時の町長からは、「合葬墓に関しては今の段階では検討に至っていない」との答弁があり、「しかしながら、墓地に対する不安や納骨の方向が多岐にわたってきている状況を踏まえ、将来的には社会情勢や生活環境の変化などを考慮しながら、対応を検討してまいりたい」との答弁がなされました。

再質問では、「将来に向けてしっかりとした計画を立て、検討を始める機会ではないか」との質問に対し、当時の担当課長から、「後継者がいないなどの理由で無縁化墓地が発生しないよう、寺院や共同墓地管理者等と連携を図っていきたい。引き続き

き現状把握に努め、町民からの要望等を加味しながら進めてまいりたい。」との答弁でした。最後に、質問議員は「町営による合葬墓整備のご検討を切に希望しておきたいと思います」と締めくくりました。

社会情勢や生活環境の変化などは、3年前と比較し、深刻化してきています。継承者がいない場合は、お墓を建てても無縁墓になってしまいますので、合葬墓は合理的であるとの考え方が多くあります。また、合葬墓はこれからの時代に合った埋葬スタイルで、今後も確実に増えると見込まれています。さらに公営合葬墓の最大の利点は、安心感が高い点です。私からも、3年前に質問した議員同様、町営による合葬墓整備のご検討を切に希望いたします。

結びに、現状把握にどのように努めたのか。今後の階上町の都市計画に、町営による合葬墓整備の考えはないのか、伺います。以上で、壇上からの質問を終わります。(上道議員降壇)

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。(町長登壇)

○町長（荒谷憲輝君）

それでは上道議員のご質問にお答えいたします。公営合葬墓計画についての件ですが、近年、少子高齢化により、墓の承継者がいない、子供に負担をかけたくない、といった理由から、墓を持たない供養の方法が注目されており、樹木葬や、海への散骨、永代供養、自宅供養、合葬墓など、様々な選択肢が広がってきております。議員ご案内の通り、令和2年12月議会定例会の一般質問において、公営合葬墓の整備についてのご質問に対し、「現段階では検討に至っていないが、現状把握に努める」と答弁しております。

議員ご質問の1つ目の現状把握にどのように努めたかについてであります。町では、その後、町内墓地の管理を行っている寺院、地域共同墓地の管理者、町内葬儀事業者及び近隣市町村や県外の市町村に、墓地管理や合葬墓の整備状況について聞き取りなどを行ってまいりました。

まず、寺院であります。永代供養墓と無縁供養墓がそれぞれ設置されており、どの寺院も、年に数件は、永代供養や墓じまいの相談があり、どちらの供養墓にも納骨がされ、永代供養は33回忌まで供養しているとのことでした。寺院の中には、公営合葬墓等の整備に伴う、寺院経営の影響について言及されたところもありました。

次に、地域の共同墓地管理者の方々からは、合葬墓に関しての相談や情報提供、要望はないが、近年、墓じまいの相談や、実際に墓じまいをした墓があると同っております。また、葬儀事業者からは、墓を持たない供養方法についての相談が、近年、非常に多くなってきていると同っております。

最後に、自治体ですが、聞き取りをした自治体の中で、合葬墓を整備したところの全てが、既に公営の墓地・霊園の管理を行っており、その一面に整備をしておりました。そのため、整備後の管理業務体制において、大きな変化は生じていない状況でありました。合葬墓を整備していない自治体に、整備をしない理由を確認したところ、寺院があるため、墓地区画に余裕があるため、といった理由でありました。

様々な立場の方々から聞き取りを行ったことにより、本町においても、墓じまいや永代供養という方法を選択する傾向が増加していると理解したところでありますが、本町では、各墓地の管理がきちんとなされていること、また、供養や納骨に関する相談ができる環境が整っている状況である、と認識したところでございます。

2つ目の今後の町営による合葬墓整備の考えについてであります。都市計画事業による墓地公園の整備については、町の総合振興計画及び都市計画マスタープランとの統合が必要となり、令和4年度改定の都市計画マスタープランには、公営墓地や公営合葬墓の整備に関する事項は、含まれていない状況であります。これらを踏まえ、公営合葬墓の整備につきましては、寺院や地域の墓地管理の状況を鑑み、慎重な検討が必要であると考えているところでございます。以上でございます。（町長降壇）

○9番（上道二三男君）

○議長（長根岩夫君） 9番、上道二三男君。（上道議員起立）

○9番（上道二三男君） 9番、上道二三男です。ご答弁ありがとうございます。

担当課の職員には、現状把握に足を運んでいただき、ご苦勞をおかけいたしました。八戸市の東霊園内にある市営合葬墓にも出向き、中がどのようになっているかも、視察されたと同っております。現状把握だけでなく、今後に向けての調査にも足を運んでいただき、感謝申し上げます。

さて、青森県内において、合葬墓に関する町民アンケートを実施した町があります。町営墓地を有する藤崎町の調査結果では、整備した方が良い、または、将来的に整備することを検討した方が良い、が74.3%あったとの報告が開示されています。今後において、本町でも、広く町民から意見を伺うアンケートの計画は、いかな

ものか伺います。(上道議員着席)

○町民生活課長(大谷地尚子君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、町民生活課長、大谷地尚子君。

○町民生活課長(大谷地尚子君) はい。(町民生活課長起立) それでは上道議員のご質問にお答えいたします。今後におきましても、町内墓地の管理状況と状況把握を継続し、アンケートにつきましては、公営合葬墓について、慎重に検討する中で考えてまいります。以上でございます。(町民生活課長着席)

○9番(上道二三男君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 9番、上道二三男君。(上道議員起立)

○9番(上道二三男君) はい、ご答弁ありがとうございます。以上で質問を終わります。(上道議員着席)

○議長(長根岩夫君) 以上で、9番、上道二三男君の質問を終わります。
1番、土橋美加佐君の質問を許します。

○1番(土橋美加佐君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、1番、土橋美加佐君。(土橋議員登壇)

○1番(土橋美加佐君) 1番、土橋美加佐です。令和5年12月、一般質問通告にあたり、私自身初めての質問となりますが、緊張して、お聞きづらい点もあると思いますが、ご了承ください。今年5月から各イベント、催し物やスポーツの大会も、以前同様と同じく開催されてきており、当町にとっても、賑わいを戻してきております。

そこで1つ目の質問となりますが、町では総合運動公園の整備構想がありましたが、実現に至っておらず、そのため町の各スポーツ少年団は、町や郡主催の大会や練習試合などについては、小学校の体育施設のある校庭及び体育施設を使用しております。しかしながら、例えば学童軟式野球の試合では、使用されることが多い赤

保内小学校校庭のグラウンド内には、水道がなく、水まきや子供たちの水分補給などに苦慮している状況にあります。全国的に人口減少が進み、今後、本町においても、町税などの減収が予想される状況の中で、多額の費用を必要とする競技用の野球場、体育館の建設は難しいのでは、と考えます。

また、町のスポーツ少年団については、現在小学校区ごとに、5つの単位スポーツ団があり、各単位団とも保護者からの会費を徴収し活動しており、その会費から、大会出場参加費、選手登録料、学校施設を使用した場合の暖房費などを捻出していますが、子供の数が年々減っていく中、その会費だけでは、活動が難しくなっている現状にあります。そこで、町のスポーツ少年団の活動場所となる小学校体育館施設の整備について、またスポーツ少年団の活動に対する支援について、町長の見解をお伺いします。

2つ目の質問に入る前ですが、私が属している田代えんぶり組は、えんぶりを代表して、階上町を代表して、先月の11月11日、12日に開催されました、青森人の祭典、東京上野公園にて披露してきました。ふるさと階上会、青森県人会の方々のご支援していただいた、皆様のご協力により、クラウドファンディングを通し、資金を集め、組の費用に充てていただきました。

そこで2つ目の質問となりますが、現在町内には、国、県、及び町から無形文化財に指定されている団体が、田代えんぶり組、平内えんぶり組、鳥屋部えんぶり組、平内鶏舞組、赤保内青年駒踊り組、道仏神楽組、西光寺ナニャドヤラの計7団体あります。この7団体のうち6団体は、備品の保管や活動を行うための保存館を所有しておりますが、最も古い建物で、昭和58年建築と40年が経過し、老朽化が進んでいます。

また、昨今の電気料金や灯油、ガスの高騰により、施設の管理運営も厳しい状況となっています。さらに、経年劣化による衣装や道具などの備品の傷みも進み、各団体では、日々町の貴重な無形民俗文化財の保存、伝承のため、活動を行っていますが、これらの影響により、今後十分に活動が行えなくなる可能性が出てきています。無形文化財にとって不可欠となる保存館や備品の維持、補修費、施設の管理運営費など、民俗文化財の保存、伝承活動に対する支援について、町長の見解をお伺いします。以上で壇上からの質問を終わります。(土橋議員降壇)

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。(町長登壇)

○町長（荒谷憲輝君）

先ほど土橋委員のご質問の中にありました、えんぶり組のPRの件につきましては、私自身も青森人の祭典に、2日ほど参加させていただき、階上町のPRに努めてまいりました。えんぶり組の盛り上がり、また、階上町のPRには大変好評であったと思っておりますので、今後とも一つよろしく願いいたします。

それでは、土橋議員のご質問にお答えします。ご質問内容が、いずれも教育委員会が所管しておりますので、この後、教育長より答弁させます。以上でございます。

（町長降壇）

○教育長（丸岡博君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 教育長、丸岡博君。（教育長起立）

○教育長（丸岡博君） はい。それでは土橋議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに1点目の階上町スポーツ少年団活動への支援について、お答えいたします。スポーツ少年団は、学校教育としての中学校部活動とは異なり、社会教育の分野に位置付けられ、本町では保護者主体型のスポーツ少年団として、町体育協会の構成団体の一つとなっております。議員ご案内の通り、本町には総合運動公園構想がございましたが、昨年12月議会定例会におきまして、町長が一般質問で答弁した通り、凍結された総合運動公園構想から離れて、新たな社会体育の振興及び体育施設の整備について、検討することとしており、現有体育施設の長寿命化対策を考慮しながら、有効活用し、町民への利便性を図っていくこととしております。

また、本町では、社会教育及び社会体育活動の普及振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で、平成27年度から、町内小中学校施設の開放を実施しており、各単位団においては、町立体育館のほか、町内小学校の体育館及び校庭を使用し、活動していただいております。町のスポーツ少年団に対する支援といたしましては、階上町中体連等参加補助金交付要綱による県大会以上の大会出場に係る交通費、バス借上料、参加料等への補助、スポーツ少年団育成費として、町体育協会への補助、町立体育館及び学校施設を使用した場合の使用料の免除を、行っているところであります。

また、スポーツ少年団の活動に関する課題等の共有を図るため、令和5年2月27日と7月26日に、教育委員会を交えた、町スポーツ少年団の保護者や指導者との意見交換会を行っており、その際に、議員ご指摘のご意見等をいただいたところであります。町としましても、青少年健全育成並びにスポーツのもつ教育的役割の観

点から、スポーツ少年団が活動を継続するための支援は、必要と考えており、町内の小中学校の体育館を使用した際の暖房費につきましては、各小中学校と階上町立学校施設開放運営委員会において調整を図り、11月から暖房費を無償としております。

また、保護者等から要望がございました、学校体育施設の使用時間につきましても、学校体育施設の開放業務を委託しております、一般社団法人ライズはしかみと調整を行い、これまで活動時間のみとしていたものを、試合前の準備時間や活動前の待機時間につきましても使用できるよう、8月から実施しております。なお、小学校体育施設の整備につきましては、各学校からの要望を踏まえ検討していくこととし、また、町体育協会補助金の見直しを行うなど、今後も定期的に情報交換等を行い、課題を共有しながら、スポーツ少年団活動に対する支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の階上町にある無形民俗文化財の保存・伝承活動への支援について、お答えをいたします。議員ご案内の通り、本町では、国指定の重要無形民俗文化財が3団体、県及び町指定の無形民俗文化財がそれぞれ2団体の、計7団体があり、そのうち6団体が町南部芸能協会に所属し、町では、町民文化祭、臥牛山まつり、いちご煮祭り等、町のイベントにおいて郷土芸能発表の機会として提供しております。また、7団体のうち、6団体が活動拠点となる保存館を所有しており、そのうち田代えんぶり組が所有しております、田代えんぶり保存館が最も古く、昭和58年に建築され、最も新しいものでも、昭和63年に建築された道仏神楽保存館となり、35年が経過しております。

町では、階上町文化財保存事業補助金交付要綱により、国及び県の指定または登録を受けた文化財で、本町に有するもの並びに町の指定を受けた文化財の保存に要する経費に対し、補助することができることとしており、また、八戸圏域連携中枢都市圏では、圏域内での伝統文化保存事業等に対し、八戸圏域活性化事業助成金の募集を毎年行っており、今後も継続される見込みとなっております。本町の貴重な財産である無形民俗文化財を、次の世代に継承していくことは、町としても重要な役割であることから、先ほど述べた補助金や助成金の活用が図られるよう、必要な団体へ意向調査を行うなど、無形民俗文化財の保存・伝承活動に対し、計画的な支援を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。（教育長着席）

○1番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1番、土橋美加佐君。（土橋議員起立）

○1番（土橋美加佐君） ご丁寧なお答え、ありがとうございます。続けて質問させていただきますが、先ほどの答弁の中にもありましたが、町体育協会補助金の見直し、階上町文化財保存事業補助金交付要綱、八戸圏域活性化事業助成金を、もう少し具体的にお伺いします。（土橋議員着席）

○教育課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、教育課長、中屋敷司君。

○教育課長（中屋敷司君） はい。（教育課長起立） それでは、土橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、町体育協会補助金の見直しにつきましては、町体協会の構成団体となっております、競技協会に対する活動費補助金との整合性を図り、スポーツ少年団に対する活動費補助金を、新たに創設したいと考えております。

次に、階上町文化財保存事業補助金交付要綱につきましては、国及び県の規定により、指定または登録を受けた文化財で、本町に有するもの、並びに町の規定により指定を受けた文化財の適切な保存管理と活用を図るため、国または地方公共団体以外の文化財所有者または管理者が行い、教育長が定める文化財保存事業に要する経費について、予算の範囲内において、その2分の1の額50万円を上限額として補助するものとなります。

最後に、八戸圏域活性化事業助成金につきましては、令和5年度では、圏域内で活動する営利を目的としない団体が実施する、魅力ある地域作りのためのソフト事業に対し、1市町村当たりの交付件数を3件以内として、対象事業の運営に必要な経費の5分の4以内、市町村当たり30万円を上限額として助成されるものとなります。以上でございます。（教育課長着席）

○1番（土橋美加佐君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、1番、土橋美加佐君。（土橋議員起立）

○1番（土橋美加佐君） はい。1番、土橋美加佐です。

最後ですけれども、質問ではありませんけれども、今後も継続して小学校スポーツ活動方針の意見交換が行われることと、まだまだ全国に知られていない、階上町の

魅力発信に尽力し、これからも地域文化財を残していかなければなりません。子供たち、若い世代の方たちのためにも、今後より一層のご支援賜りたく、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(土橋議員着席)

○議長(長根岩夫君) 以上で、1番、土橋美加佐君の質問を終わります。
7番、大下修君の質問を許します。

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、7番、大下修君。

○7番(大下修君) 7番、大下修です。(大下議員登壇)

○7番(大下修君) 7番、大下修です。よろしくお願ひします。この1年を振り返っていかがだったでしょうか。コロナの影響や、ウクライナ戦争、さらに、パレスチナ、イスラエル、世界はどうなっていくのでしょうか。平和であっても、地球温暖化の課題が山積の中、と思う今日この頃です。今年1年は、日米間の金利差による円安を含めた、物価高騰の1年であった、と言っても過言ではないと思います。しかし、いつまでも1ドル150円は続きません。最近では147円台で推移しています。年明け以降ですが、130円に向けて行ったり来たりしながら、進むことと思っております。そして、物価高も落ち着きを見せて、国の政策がうまくいけば、若く働く世代の賃上げの影響も、当地方に届くと想像しています。

日本の経済が復活に明るい兆しを見せている中で、物価高騰は、政府の施策だけでは、地方の我々には、その恩恵は、すぐには届きません。この時差を埋めるのが、県を含めた市町村の行政の役割と、認識して取り組んだ1年でもありました。国、県に見えないところに光を、これが町の役割と考えます。財源の厳しい当町にとっては、無駄遣いの排除、効率的な予算の執行が、町民の暮らしの手助けになるものと思っております。本日もこれに関連した質問をさせていただきます。

6月に新知事が誕生し、新しい青森県がスタートする、明るい兆しも見えてきているのかなと感じております。宮下知事の政策とスピード感、タイミングには感服、感銘を覚えるものです。第1には財源確保です。県が抱える課題に本格的に取り組むための財源。新聞報道によると、5年間で1,255億円、279億円の増収です。年間56億の財源増です。知事の公約、子育て費用の段階的な無償化に、何割か当てられるのではないかと思います。また当ててほしいと思います。

そして、既に実施している市町村は、その浮いた資源を、町の町民サービスに使ってほしいとの配慮です。実現することにご期待申し上げます。時間的には厳しいと思いますが、来年4月から全県一斉にスタートしたいようです。この思いが、大切なのかなと勉強になります。

また、当町は、全町民に1万円分の商品券を交付しました。1万円が適切か、それ以上でも良いのではないかと考えます。今までの非課税世帯や事業者への支援と、比較検討する必要があったのではないのかな、とも考えますが、まずは素早い対応か、スピード感と思います。この財源に、県の物価高騰緊急対策市町村交付金が充てられています。今までは非課税世帯や子育て世帯以外の、普通の納税者、高齢者、生活者に、物価高騰に対する支援、恩恵が行き届いていなかったのです。大変ありがたい支援をいただきました。県の支援がなければ、実施されなかった事業であります。知事には本当に感謝申し上げたいと思います。また、その趣旨を理解して取り組んでいただいた町にも、感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

もう一点紹介させていただきたい事案があります。下北半島の大間町の事例です。人口が約5000人の町ですが、新聞を要約すると、国と県の物価高騰対策交付金の使い道に関して、町の全員協議会で、町側は、漁業者や飲食店業者など事業者へ現金給付を想定していたが、町内全世帯へ現金給付に変えることになったとのことです。理由は複数の議員から、苦しんでいるのは事業者だけではなく、全町民、世帯へ平等に給付すべきとの声があり、町は漁業者と町内全世帯とする二つの案をさらに提案するも、議長を除く9名中、全世帯だけに給することに6名が賛成し、世帯あたり、当町と違って1人ではなく世帯ですけども、世帯あたり1万5,000円を給付することになった、との報道です。全員協議会がどのように行われているのかわかりませんが、全員協議会のあり方、ありよう、議員が政策立案、政策提案に関与することなど、考えさせられる記事でした。それでは質問に入らせていただきます。

1つ目として、灯明堂の灯台としての役割と施設紹介について伺います。6月議会の一般質問で、灯明堂の歴史的文化的価値について伺ったところ、「江戸時代の僧、津要玄梁和尚が1730年に、海上運行の安全の祈願と当時の八戸藩主の病氣祈祷のために、灯明堂を建立し、1744年に五重の塔を建立され、八戸藩の庇護を受け、この地を大いに栄えさせました。現在の灯明堂につきましては、灯明堂の景観を当時に近づけるため、所有者と協議の上、議員ご案内の通り、林の一部を伐採し、本来の灯台としての姿を再現できるよう、取り組んでいます」と答弁しております。

町のホームページの文化財史跡には江戸時代、小舟渡岬付近で遭難する船が多く、航海の安全を図るため、享保15年、1730年、津要法師によって建立されました。

当時、この灯明堂の油料が藩より支給されていることから、八戸藩資料から確認されており、当時の重要施設として、位置付けられていたと考えられます、と記載されております。

私は寺下の灯明堂に、灯台としての役割があったのか、以前から疑問に思っております。300年前の地形は、今とあまり変わりません。海岸から4、5キロ離れているところに、灯台を果たして建てるだろうか。さらに、海から灯台の明かりが見えるだろうか。どのぐらいの明かりを焚いたのか、疑問に思っていました。逆に、5キロも離れたところに灯台の役割を求めたら危険ではないだろうか。私は何度も、灯明堂と小舟渡の見通しを観察しました。地形的に、道仏行政区上野・八森に高台があり、当時木がなかったとしても、灯明堂から小舟渡海岸は見えなかったと思います。灯明堂が見えたところは、上野地区の北側、法師窪辺りまでではないでしょうか。また、小舟渡漁港や灯台付近からも、灯明堂は見えないようです。伐採後の灯明堂からも、小舟渡付近は見えませんでした。灯明堂が灯台としての役割があったと、根拠となる文献等、またはそれらを示す資料があれば伺います。

2点目として、町のホームページの灯明堂の解説に、小舟渡岬付近で遭難する船が多く、とあります。これについても根拠となる文献等を伺います。

全国から多くの方が集まった、巨木フォーラムで配布された階上散策マップには、日本最古級の灯台とされ、1745年に津要法師が小舟渡付近を運航する船の安全と、4代藩主広信公の天然痘治癒祈願のために建立したとされている三陸ジオパーク、と記載されております。日本最古の灯台は江戸に来る船舶は増加したため、1648年に江戸幕府によって建設された、横須賀市浦賀の燈明堂であると言われております。江戸幕府ができる前は、京都、大阪が日本の中心で、北前船が盛んでありました。その港の目印として、常夜灯も全国各地にあったようです。しかし、江戸が日本の中心になるに従い、山形からも八戸、宮古を休憩地としながら、江戸に物資を運ぶ太平洋航路が築かれていったとのことでした。

私は20歳の頃、横須賀市に住んでおり、浦賀の燈明堂を見学しました。浦賀の燈明堂は岬の先端にあり、基礎は石造りで、ある程度大きな施設です。当初は菜種を燃やしていたとのこと、房総半島まで、7キロ先まで見えたようです。当町の灯明堂はどのような設備であって、火を焚いたのか、わかる範囲で教えていただきたいと思っております。灯明堂の建立は1730年、1745年と資料によって記載が異なります。どちらの年代が正しいのか、確認したいと思っております。

また私の認識では、1744年に五重の塔が完成し、1745年に落成供養を行い、その年に津要和尚が亡くなっていたと理解しております。4代藩主の広信の藩主の時代は、1716年から1741年で、1745年は5代藩主の信興の代に変わっていたは

ずです。ご確認をお願いします。

次に、町独自支援事業の「国の交付金の使途について、制限が厳しくなり云々」の答弁について伺います。9月の議会の一般質問で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点地方交付金を活用した町独自支援事業について伺いました。交付金を、生活者・納税者に支援しない理由を伺ったところ、町長の答弁は、「令和5年度は、国の交付金の使途について制限が厳しくなり、町民支援については、町独自支援であっても、生活困窮者を対象とする事業のみが最終対象とされたことや云々」とありました。

国の支援は、低所得者支援枠、住民税非課税世帯、1世帯当たり3万円を給付、配布実務を町が担うわけです。そしてもう一方、推奨メニューは、生活者支援と事業者支援の二つの支援があり、生活者と事業者の両方に支援してもよいし、片方だけにしてもよく、町が選択できる、町に裁量権が与えられた事業と認識しております。町独自支援事業は、この推奨メニューです。私が伺ったのも、推奨メニューについて伺いました。町長が、国の交付金の使途について制限が厳しくなった、と言われる交付金に係る、国からの文書等や箇所、文言を伺います。次にまた、町民の支援については、町独自の支援であっても、生活困窮者を対象とする事業のみが対象とされたことと発言されていますが、これに関する文書名や箇所の文言を伺います。

3点目に、小学校全児童机・椅子の購入について伺います。本件について、9月に一般質問させていただきました。この机と椅子の購入財源、三千数万円のうち、県からの補助金1,000万円について、どのような歳入名称なのか、伺ったところ、教育長から、青森県元気な地域づくり支援事業補助金が該当する、と答弁をいただきました。再質問で、本当に県から補助金を支援していただけるのかと確認したところ、総合政策課長から、県の支援の対象にならない結果となった、と答弁がございました。当日は質問の時間や回数の制限上、再確認することもできませんでした。県からの補助金の支援があるのかないのか、教育長答弁が正しいのか、総合政策課長答弁が正しいのか、どちらの答弁が正しいのか、町長と教育長双方に答弁を求めます。

本件の議会承認が5月12日でした。6月からは松くい虫関係で、赤松の伐採を行うことができません。製材所には、5月26日あたりまで木材を持ち込まなければ、受け付けていただけません。土日を除くと、10日間の日数です。私の認識と想像ですが、4月14日に机・椅子購入の入札を行い、臨時議会の日程を5月12日と決めて、議会の承認を得る。平内地区の赤松の所有者へ、町内の児童の机・椅子になることの説明や伐採の面積、本数や金額などの交渉を行い、同時並行で伐採業者の

選定や、機械搬入などの伐採準備や製材所スケジュール調整などを行い、13立方メートルの木材を得るために、町内の民有林10アールを伐採、そして、9月26日までに製材所に搬入。普通は、たった10アールの伐採のために機械搬入して伐採しますか。機械搬入代は、高くて、赤字になります。経済だけを考えると、普通はいたしません。どちらの持ち主の方がわかりませんが、相当高尚な理念のお持ちの方かなと推察されます。

9月の質問では、はしかみ緑の学び舎プロジェクトは、小学校の机・椅子の購入で終了と答弁をいただきました。とすると、このはしかみ緑の学び舎プロジェクトの理念は何だったのでしょうか。森林への理解、階上赤松産の理解は、中学生には必要ないのでしょうか。残念ながら、建前の趣旨と本音の趣旨があったのではとうがった見方、邪推をしてしまいます。

次に、階上町旧小学校の施設活用公募型プロポーザルの実施について伺います。9月議会で、旧小舟渡小学校の活用方法についての一般質問がありました。この旧小舟渡小学校の活用に関しては、私も強い関心があり、何度も総合政策課に足を運び、経過状況や、いろいろ相談をさせていただきました。そんな中で、この一般質問を興味深く拝聴しました。

その一般質問は、小舟渡小学校は、いちご煮祭りのイベントや、隣接した芝生を含めた景観は、地元だけでなく、町全体の財産であると主張しています。民間企業に譲渡することは、負のリスクも考慮する必要があることから、総合的に町全体で考えて有効利用すべき、プロポーザル実施を時期早尚と訴えていた、と理解しております。それに対して、町長や担当課長は、地元と協議した結果として、地元の要望を優先して、民間企業の誘致が決定しているとして、プロポーザルを強行的に実施すると主張しているように感じました。結果、プロポーザルが実施されました。

そこで質問です。小舟渡地区の要望の民間企業の誘致とは、地元の雇用を要望していることでしょうか。その民間企業を誘致するとする意図するところ、本質を伺いたいと思います。町はどのように捉えているのか、町の見解を伺います。また、3年後以降のいちご煮祭りのことを地元で説明したのでしょうか。地元に対してメリット、リスク、デメリットを提示して協議したことなのか、確認したいと思います。例えば、何年後かに企業が倒産して、土地を誰かに転売しうることもあります。3年後以降のいちご煮祭りのこと、企業倒産リスクのことを、我々議員にも説明していただきたいと思います。また、地元と協議を、いつどこで何回開いて、参加者が何人でおこなったことでしょうか。プロセスと内容、議事録等があれば明示していただきたいと思います。

次に、プロポーザルの実施が、町のホームページ及び10月の広報に掲載されて進

んでいます。参加申込申込書の提出期限が、年末の12月25日正午まで、提案書等の提出は令和6年1月31日正午までとなっております。10月からプロポーザルの募集を開始して3か月で申し込み、4か月で企画提案書提出のスケジュールとなっております。廃校の利活用は補助金がないと活用できないと思います。旧大蛇小学校の、国庫補助金を活用して改装しています。八戸市にある旧南郷高校の活用も、県と市から補助金を活用し、プロイラーの処理工場として地元の雇用を行うようです。私はこの2社の社長さんから、いろいろお話を聞いてまいりました。民間企業が旧小舟渡小学校の活用のプロポーザルに参加するには、補助金が必要かと思いません。補助金がなくとも可能なことは、倉庫活用ぐらいではないでしょうか。小学校を活用した倉庫では、多くの方々を雇用できません。物置程度と考えます。旧登切小学校と旧金山沢小学校の活用を見れば、明らかだと思います。4点目として、補助金をなくして小学校跡地を活用できるのか、町の考えを伺います。

次に、町はプロポーザルの実施を開始してから締め切りまで3か月の期間です。補助金をいただくための企画書を作成し、国や県の補助金をいただくことが、3か月、4か月で可能でしょうか。町の業務と照らし合わせて、町の見解をお伺いいたします。

私事ですが、私事ですが、旧小舟渡小学校の活用を1年以上前から考えておりました。多くの場所に見学に行き、多くの資料を集め、企画検討し、多くの補助金の資料も集めました。何件か補助金先にも電話をいたしました。会社設立の準備とスタッフの検討もしていたところです。そして何よりも大切な経済性、収益を民間企業としてどのように確保しているか、何度も何度も検討しているところでした。町内の公共団体や民間企業のJVも考える必要があり、大勢で知恵を出し合い、事業を進めるべきではないか、とも考えているところでありました。これについて、総合政策課に相談しなければならないことも相談してまいりました。

しかし、プロポーザルが実施され、期限が明らかになったことと、9月29日の新聞報道「八戸地域の活性化慶応大生が新風、旧小舟渡小（階上）」、利活用実践の記事を拝見して、全て諦めました。この新聞報道にあった、大学生の旧小舟渡小学校活用、リノベーションプランに、当町は何らかの関係をしていませんか。関係していたとした場合、どのような関係でしょうか、伺います。以上の質問が多くなりましたが、以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（大下議員降壇）

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、町長、荒谷憲輝君。（町長登壇）

○町長（荒谷憲輝君） はい。それでは大下議員のご質問にお答えします。

まず 1 点目の灯明堂の灯台としての役割と、史跡の紹介についての件は、教育委員会が所管しておりますので、後ほど、教育長より答弁をさせます。

次に 2 点目の、町独自支援事業の国の交付金の使途について制限が厳しく、の答弁についての件であります。国では、新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めた令和 2 年度から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、地方公共団体への支援を開始しております。支援の内容につきましては、年度を追うごとに、対象にできる事業が、明文化されるようになってきており、令和 4 年度には、令和 4 年 9 月 9 日付けで内閣府地方創生推進室から発出された、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設についての事務連絡により、独自支援事業に推奨事業メニューが創設されました。

さらに、5 年 3 月 29 日付けで、内閣府地方創生推進室から発出された、令和 5 年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について、の事務連絡により、独自支援事業に低所得世帯支援枠が創設され、議員ご案内のとおり、町の裁量による自由度が低下している状況となっているものでございます。本文書では、重点的・効果的に活用される仕組みへと転換していくことが、明示されており、推奨事業メニューの実施についても、エネルギーや食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援や、事業者への支援を重点的・効果的に進めるよう、推奨されているところであります。

次に 3 点目の小学校児童用机・椅子の物品購入についての件であります。先の 9 月議会定例会の大下議員の質問では、県支出金の具体的な名称と項目を質問しており、教育長答弁では、事業の名称及び項目について 16 款 2 項 1 目総務費県補助金であり、名称については、青森県元気な地域づくり支援事業費補助金と、答弁しているところであります。また、補助していただけるのか、との再質問に対して、総合政策課長より、今回は採択されなかったため、事業費の確定と共に、補正させていただく、と答弁したところであり、何ら答弁に差異が生じているとは、考えておりません。

町の事業の進め方についてご説明申し上げますと、当初予算に計上された事業の中から、補助金の活用が可能な単独事業を精査した上で、補助金充当事業を決定しており、その後、事業費の決定に伴う変更などと合わせて、補正することとしているものです。今回ご質問いただいている、青森県元気な地域づくり支援事業費補助

金につきましても、同様の扱いとされているところであり、昨年度も、5 事業を申請し、4 事業が採択となっており、不採択となった 1 事業及び変更となる事業費の確定による補正については、合わせて 3 月補正により実施したところであります。本年度についても、同様の扱いとさせていただきたいと答弁したものです。なお、小学校児童用机・椅子の物品購入については後ほど、教育長から答弁させます。

最後に、4 点目の階上町旧学校施設利活用公募型プロポーザルの実施についての件であります。1 つ目の意図するところとのご質問ですが、地元で、利活用の方向について、ご意見があるのか、お伺いしたもので、特別な意図を含んでいるものではないです。

2 つ目に、メリットとリスクの提示とのことではありますが、旧小舟渡小学校の利活用に関することについて、説明申し上げ、ご意見を伺ったもので、いちご煮祭りなどのイベントの取扱いとは異なるものと考えておりますので、いちご煮祭りについて、特段の説明はしておりません。

2 つ目の後段の議員への説明、及び 3 つ目の地元との協議の経過につきましては、9 月議会定例会の一般質問の答弁と重複いたしますが、令和 3 年 5 月と 8 月に、地元代表者との協議を重ね、昨年の 6 月議会定例会の議員全員協議会の報告事項並びに、議案第 2 号として、階上町企業誘致条例の一部改正を提案し、全会一致で議決されました。その後、公募型プロポーザルを実施し、昨年の 9 月議会定例会において、その結果と再募集の方針を報告申し上げ、ご理解をいただいているところであり、これまでの報告等に基づき、先の 9 月議会定例会の全員協議会において、再募集について実施する旨を報告申し上げ、今回の再募集を実施したところがございます。

4 つ目の補助金の件であります。町としましては、国・県の各種補助事業の利用についてお知らせしているところであり、実施要領 16 においても、廃校の利活用に関する国の補助事業等を、紹介しているところがございます。

5 つ目の国や県の補助金をいただくことが 3 か月で可能かとのことですが、町では、事業提案の際に、補助申請までを完了して申し込みをする必要はなく、提案書とヒアリングにより、利用したい補助事業の適否や、スケジュールの妥当性を確認し、候補事業者を選定いたします。借入や補助事業を利用しなくても実施できる事業者は、貸付期間を 3 年間とし、業績を判断いたします。新規の事業者や、補助申請に時間がかかる事業者は、貸付期間を 5 年間とすることができることとしており、その場合、補助申請などの時間を見込んだ提案を、お願いしているところであります。

6 つ目の慶応大学生との関係性についての件であります。本年 3 月に、八戸市

及び周辺地域において、慶応大学の授業の一環として実施されたフィールドワークとシンポジウムでは、地域の文化や生活様式を踏まえたリノベーションプランの考案が行われました。その中で、旧小舟渡小学校の利活用プランの検討も、実施されたものであります。本町は、公募型プロポーザルの実施前であったことから、授業の教材として旧小舟渡小学校の情報を提供いたしました。また、他の事業者に対しても、旧小舟渡小学校の利活用提案のための施設見学などの情報提供については、平等に行っているところであります。町としましては、本活動が注目されたことにより、様々な意見に耳を傾け、より良い方向性を探っていることが、多くの方に伝わる機会になればと考えております。以上でございます。(町長降壇)

○教育長（丸岡博君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 教育長、丸岡博君。(教育長起立)

○教育長（丸岡博君） はい。それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、1点目の灯明堂の灯台としての役割と史跡紹介についての件と、3点目の小学校児童用机・椅子の物品購入について、の件についてお答えをいたします。

はじめに、1点目の灯明堂の灯台としての役割と史跡紹介についての件でございますが、1つ目の灯明堂が灯台としての役割があった根拠となる文献等についての件であります。灯明堂、灯台の役割とも、八戸藩の記録として、八戸市立図書館に現存しております、八戸藩日記及び八戸聞見録に、それぞれ記述されております。

2つ目の町のホームページの灯明堂の解説に、小舟渡岬付近で遭難する船が多く、とある根拠となる文献等についての件でございますが、表記文章の詳しい出典は分かりませんが、先ほどの八戸藩日記、八戸聞見録及び階上町史に、濃霧と岩礁が多い階上海岸を行き来する船の安全を願うために建立された、などと記述されていることから、そのように表記したものでございます。

3つ目の当町の灯明堂は、どのような設備でどのように火を焚いたのか、についての件であります。設備については不明ですが、郷土誌はしかみ 36号金子善兵衛氏及び、奥州南部糠部三十三観音霊場めぐり滝尻善英氏の記述において、行燈を使い、野沢彦六の畑で育てた菜種油を使用し、火を灯したとされています。また、平成元年10月6日夜に、町教育委員会が開設した青年教室で、灯明堂の当時の様子を再現しようと、菜種油を使用した行燈を復元し、船はたいまつを手に、沖合4kmの地点、灯明堂からは8kmの距離から、それぞれ肉眼で見ることができたことが、当時の新聞に掲載されております。

4つ目の灯明堂建立は1730年、1745年のどちらが正しいのか、についての件ではありますが、階上町史の記述を読み解くと、灯明堂の建立は1730年、五重塔の完成は1744年、落成式は1745年とされております。そのため、議員ご指摘の通り、階上散策マップの掲載内容につきましては、マップの増刷等に合わせて1730年に修正させていただきたいと考えております。

5つ目の1744年に五重塔が完成し、1745年に落成供養を行い、津要和尚が亡くなった年。4代藩主の広信の藩主時代は1716年から1741年で、1745年は5代藩主信興の代のはず、についての件ではありますが、新編八戸市史通史編2において、4代藩主広信については1716年から1741年、5代藩主信興については1741年から1765年とされており、1745年は、議員ご案内の通り5代藩主信興の代となります。

次に、3点目の小学校児童用机・椅子の物品購入についての件ではありますが、先ほどの町長答弁の繰り返しになりますが、9月議会定例会での大下議員からのご質問が、令和5年度当初予算主要施策説明書本事業の財源内訳の16款県支出金の具体的な名称について、ございましたので、補助金の正式な名称となります、青森県元気な地域づくり支援事業費補助金とお答えしたものであります。なお、補助金の採択等につきましては、先ほど、町長が答弁した通りでございます。以上でございます。(教育長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、7番、大下修君。(大下議員起立)

○7番(大下修君) はい。答弁ありがとうございます。

ちょっと時間ありませんので、もう質問はあんまりしません。いろいろまた勉強させていただきました。確認したいことも多々あるかと思いましたが。それでですね、まず、パンフレットやホームページ、ごめんなさい。灯明堂の灯台としての役割についてですけれども、間違っていたもの等については直していただきたいと思いません。そして、お詫びをするべきかと思いません。

そして、歴史というものは、やはりきちっと伝えなければなりません。そうしないと、知識のある方には誤解を招きますし、また、当町の児童生徒の皆さんが、それを他市町村に行って自慢として話したとき、どう思われるか、失笑されては何を信じればいいのか、残念に思うと思えます。この件については、もう時間ありませんので質問しませんが、教育委員会ですので、教育として、きちんとした情報を見

童生徒の皆さん、また町民の皆様にお伝えしていただくことを、本当に念じて、教育、非常に大切なものだと思っております。そのことを理解してお願いしたいと思っております。

2点目ですけども、物価高騰ですけども、これについて再質問をし、時間もないんでしませんけども、他町村でやってんですよ。当町のだけ、国からそういう文書が来てんですか。変に国から、県から、県、国から来た文書を変に解釈して、当町に当てはめているように、私には聞こえてきます。このメニューはですね、私の言っている、非課税世帯と、に3万円給付するのと、選択する推奨メニュー、これは南部町にも行って、聞いてきたんですよ。この財源なんですか。南部町は5,000円でしたっけ、なんですけど、ちょっとね、あれでしたけど、他でもそうなんですよ。この国からのお金を使ってやってますっていう、これは本当に残念なことで、そのように答弁されているのであれば、もう議論のしようがありませんので、致し方ありません。きちっと解釈して、我々議員にもきちっとした情報をお願いしたいと思っております。

それと小学校の机・椅子物品の購入についてですけれども、質問の仕方がまずかったのかなと思います。申し訳ございませんでした。しかしながら、我々は3月に当初予算で、県から1,000万、環境森林譲与税でしたっけ、あれで二千何百万、でその予算を承認したんです。いいですよ、っていうことにしたんです。本日私が質問されるまで、県からの補助金が出ないことになりましたっていうのは、我々議員にお知らせしてないんですよ。今伺ったら、3月に補正予算を組むということですけども、いつ我々に教えるんですか。我々はそれじゃあ、それはいけませんよ、賛成しませんよ、否決したいですよ、とした場合に、どうすんですか。情報を、議員を、言葉悪いんですけども、あまりにも議員に情報をお知らせしない。残念なことだと思います。私達は何を信じて、議論をしたり賛成したりすればいいんでしょうか。

もう一点、お話をさせていただきます。この県の補助金は、この机・椅子だけではないですよ。階上岳の臥牛山まつり、(10分前の合図)小舟渡のイベントいちご煮祭り、これも申請してんですよ。これも支援していただけないんですよ。もう事業終わってんですよ。でも我々に一切情報きてないですよ。いつ、このものに対して3月に補正予算を組むんでしょうかね。非常に残念でなりません。それと(聞き取れず)でしょ。それと小舟渡小学校、これで終わっちゃって、ちょっとすいません。お待ちください。

すみません。3点目のですね、机・椅子の3点目の回答を得たでしょうか。すみません。学校の裁量によって、机・椅子が1月に各小学校に納品されます。ところ

が、学校の先生方や父兄の方々が、いや、まだ使えるし、重くて、ささくれが発生しないプラスチック、重くてじゃない、軽くてね、それをもう少し使わせてくれな
いかという要望があるんですよ。これはもう強制的にやってくださいとするのか、
学校の裁量におまかせしますということに対して、答弁いただきましたっけ。何か
いただいてないような気がするんですけども、なかったですか。

○議長（長根岩夫君） 質問してません。

○7番（大下修君） これは2回目の質問にさせていただきます。

○議長（長根岩夫君） はい。

○7番（大下修君） これについて、お答えをお願いします。ちょっといろいろあっ
て、ちょっと私も、中身はよく整理できなくなりましたんだけども、まずそこにつ
いて答弁をお願いします。

○議長（長根岩夫君） 大下議員に確認します。最後の一点だけですか。机椅子の
ことでいいですか。

○7番（大下修君） いえ、違います。それと、我々議員に県から出なくなった1,000
万のね、に連絡くれない理由は何ですか。

○議長（長根岩夫君） はい。

○7番（大下修君） なぜ我々にその、いう情報をいただけないんですか、というこ
とです。（大下議員着席）

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立）はい。それでは大下議
員の質問にお答えしたいと思います。先ほど町長の答弁の中にもございましたけど
も、町の事務の進め方として、通常行っている事務の方法により進めているところ

でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。以上でございます。(総合政策課長着席)

○教育課長(中屋敷司君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 教育課長、中屋敷司君。

○教育課長(中屋敷司君) はい。(教育課長起立) それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。私からは小学校の児童用机・椅子の件になりますが、基本的には全児童一斉交換となることにはなりません、学校からですね、お伺いをしながら、今ある机、椅子をこのまま少し活用したいというふうなご要望等があればですね、活用させて活用していただくということで考えておりますので、と考えております。以上です。

ただ基本的には、回収をするということになりますので、全部一斉交換にはなりません。ただ、必要数がもしあればですね、使っていただくということになります。(教育課長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 7番、大下修君。(大下議員起立)

○7番(大下修君) はい、答弁ありがとうございます。

総合政策課長の答弁ですか。町の事務はそういうになっているということですが、それが町の議員に、二元代表性の議員に対する進め方でしょうか、ということ町長にもう一度伺います。議会を、私には軽視しているように感じられますし、今までに対しても、その辺については、相当私にご不満を持っているものです。なかなか議員に対しての情報提供がない、というのが私の認識であります。この件に関して補正予算もそうだね、いろいろ議員間でも、これは一応いろいろ協議させていただきたい案件だと思っております。

そして教育委員会については、このような前向きな答弁をいただきましたけども、なかなか素直には信用できないんですよ、申し訳ないんですけど。なかなか信頼関係が私と町側と、私と、私個人なのかもしれないですけども、構築されておりません。学校の校長先生とかに聞いても、今回の件についても、学校の先生方はいいよ、安くて軽い、プラスチックのいい椅子でいいですよって言ってんですよ。言ったっ

て、言ってんですよ。でも決まったことだから、一蹴されてもそれ以降の話は受け付けません、ってやられて、もうそれは去年の12月頃かな、1月だったかな。こういう状況だったんですよ。それで今そういう話を聞いてもね、いや本当にそうだが、多分そのままいくんでねえのがな、としか私には理解できません。

そういうことのないように、町民の声もそうだし、学校の声もそうだし、先ほどいろんな議員さんからいろんな要望があった。本当に耳を傾けて、区長さんの声もそうですよ。ごみの問題だって、防犯灯とかね、いろんな問題がありますよ。どこ行っても、町がやってくれてますよ。当町は少し、私はどうなのかなと思ってます。その辺をもう少しコミュニケーションを取って、対話していただくようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(大下議員着席)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 町長、荒谷憲輝君。(町長起立)

○町長(荒谷憲輝君) はい。大下議員のご質問にお答えします。これまでもこのように、はい、事業費の決定に伴う変更なども合わせて補正しておりますので、決して議員軽視という意図はございませんし、そう思われるのもちょっと残念でございますが、これまで通り議会議員の、議会の皆さんから議決いただきながら、その事業等々を確実に実施してまいりつつもりでございます。今後におきましても、これまで同様に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。(町長着席)

○議長(長根岩夫君) 以上で、7番、大下修君の質問を終わります。時間を継続して進行させていただきます。8番、小松雅彦君の質問を許します。

○8番(小松雅彦君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 8番、小松雅彦君。

○8番(小松雅彦君) はい、8番、小松雅彦です。(小松議員登壇)

○8番（小松雅彦君） 8番、小松雅彦です。令和5年12月議会で発言の機会をいただき感謝申し上げます。円安を受けて、収益を増やしている輸出業者がいる一方、多くの町民の皆様、利用者の皆様は、物価高に追いつかない賃金や、価格、販売価格への転嫁できずにいる業者の方など、厳しい状況に置かれていると思います。令和5年度はしかみ物価高騰対策支援商品券が、順次発送されています。大変ありがたい事業ですので、有効活用していただきたいと思います。それでは、通告に従って質問させていただきます。9月議会に続き、旧小舟渡小学校の利活用についてです。前の質問と重複するところもあると思いますが、進めさせていただきます。

1点目は、小舟渡小学校の財産処分に関して、委員会が開かれていると思いますが、どのようなプロセスで行われたのか、委員会の構成メンバーはどのように選ばれたのか。その内容はどのようなものだったのか、お伺いします。

2点目は、公募が9月22日に告示され、12月25日締め切りとなっています。広報はしかみにも掲載されていました。これだけ大きな事業だと、計画に少なくとも1、2年はかかると思います。公募前に大々的に広報して、多くの事業者の方が認知していただくことが大事になると思いますが、どのようにしてPRしたのか、お伺いします。

3点目は、公募型プロポーザルに実施についてです。(ア)安定的に運営されていると判断できる場合は無償譲渡する、とあるが、安定的に事業運営されているとはどのようなことか。またその判断は誰がするのか。(イ)実施要綱の趣旨に、町の雇用の増大を促進し、産業の振興、町政の発展とあるが、審査のプロセス、内容、審査委員の人数の構成は、どのようになっているのか。(ウ)評価方法について提案に基づき、総合評価点が最も高い事業者を候補とするとありますが、ボーダーラインはあるのか。提案する、提案者全てがボーダーラインに満たないときは、貸付事業者の候補はないものとなるのか。(エ)提案書等の審査について、パソコン、プロジェクター、スクリーン等の機材を使用せずに、プレゼンとあるが、紙媒体でのプレゼンは、階上町DX推進計画に反した事業展開となっていると思いますが、なぜ紙媒体でないといけないのか。(オ)実施要領16利用にあたっての補助金制度の文面が記載されているが、これは何を意図したものか。公募型プロポーザルの実施について、5点お伺いします。

4点目は、町では利活用に当たって、国等における補助金制度を熟知し、町運営について検討した上での断念し、公募型プロポーザルの実施としたものか。例えば、津波浸水区域への公共施設整備については難しく、対策を講じる必要があるとのことでしたが、避難タワーを兼ね備えた展望デッキなどは、補助事業の対象となると思いますが、検討内容についてお伺いします。

5点目は、9月議会の答弁の中に、地元意見を尊重すると何度も繰り返されてきましたので、委員の方にお話をお聞きしたところ、きちんとした協議会ではなく、座談会のような形で進められたようです。内容は、解体費用に1億円以上かかることや、維持管理にお金がかかることを言われ、それであれば1行政区では維持できないもので、町にお任せしますとのことでした。今考えると、誘導されていたような気もするとのことでした。敷地面積12062㎡、建物面積2007㎡の活用なので大変な事業です。安易に、地元の意見として押し通しているように見えます。町としては、どのようなプロセスを踏んで協議を重ねた結果、プロポーザルの実施に至ったのか、お伺いします。以上、5項目9点についてお伺いし、壇上での質問を終わります。(小松議員降壇)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、町長、荒谷憲輝君。(町長登壇)

○町長(荒谷憲輝君) それでは、小松議員のご質問にお答えします。

旧階上町立小舟渡小学校の活用についての件であります。先の9月議会定例会及び大下議員の一般質問の内容と、重複する部分がございますので、繰り返しとなる部分もございますが、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

はじめに1つ目の、財産処分のプロセス及び委員構成メンバーの件であります。本施設は、旧小学校であり、文部科学省の補助を活用して建設したものです。そのため、施設を他の用途で活用する場合には、文部科学省の公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続きに従って、文部科学大臣の承認を受ける必要があり、また、施設を処分する場合には、国庫補助相当額を、国庫に納付する必要が出てきます。ただし、文部科学省では、廃校施設の活用を推進するため、一定の要件を満たす場合には、国庫への納付を要せずに、報告書の提出により、手続きが完了するよう、財産処分手続きを簡素化しているところです。この方針に沿って、旧小舟渡小学校については、校舎を無料で貸し出しすることで、国庫納付金が不要となり、報告書の提出だけで、手続きを完了する予定としております。また、処分に関する特別な委員会の設置等は無く、地方自治法及び条例の規定するところにより、処分となるものです。

次に、2つ目のPRの件であります。1回目のプロポーザルで、多くのメディアに紹介されたことにより、旧小舟渡小学校の活用先が決まっていなくても、近隣の企業などから、問い合わせを受けております。他にも、町広報紙や町ホームページ

ージ、ふるさととはしかみ会、八戸圏域の8baseなどを利用して、PR活動を行っております。また、県の誘致企業部署や県東京事務所などからも協力を得て、PRに努めているところであります。

次に、3つ目の(ア)の安定的事業運営の条件及びその判断、並びに(イ)の審査員の人数、構成につきましては、事業の進捗や経常収支など、一般的な業績の指標に基づき、判断してまいります。判断の実施者については、副町長と課長級職員で構成する、町プロポーザル審査委員会を考えております。3つ目の(イ)の審査のプロセス、内容につきましては、提案書やヒアリングの内容をもとに、町プロポーザル審査委員会で、実施要領の規定に適合しているかを審査します。3つ目の(ウ)の評価のボーダーラインにつきましては、現在、公募を実施中のため、詳細はお答えできませんが、1回目の公募型プロポーザルと同様に、ボーダーラインを設定して審査いたします。なお、基準点に達しない事業者は候補者にしないこととしております。3つ目の(エ)の提案書の媒体を紙に限定した理由につきましては、審査の効率性と参加の公平性を考慮したもので、様々な媒体による提案を認めると、審査の度に媒体を変える必要があり、煩雑となり、また、媒体をパワーポイントなどに限ると、参加できない事業者が出てくる可能性がありますので、幅広い参加を促すために、紙媒体とさせていただきます。3つ目の(オ)の実施要領16につきましては、国の廃校利活用に関する補助事業の一覧であり、民間団体も利用できる補助事業を例示したものです。

次に、4つ目の国等の補助金制度の件であります。議員ご案内の通り、本町では町民の安全と利便性を最優先に考え、公共施設の整備については可能な限り、津波浸水区域を避ける方針としているところです。その一環として、小舟渡集会所につきましては、津波浸水域区域から、安全な場所に移転新築し、今年の8月から供用を開始しました。議員ご案内の、避難タワーの設置につきましては、国の補助、補助対象とはなりますが、多額の建設費や時間が必要となります。また、先ほど申し上げたとおり、何よりも町民の生命を守ることが、一番大事であるため、町としては、津波浸水区域に公共施設の整備を行うことは、現時点では考えておりません。

最後に5つ目の公募型プロポーザルに至った経緯につきましては、先程の大江議員への答弁と重複する部分もございますが、令和3年5月と8月の2回にわたり、地元の代表者からご意見を伺ったものであり、そのご意見を参考として、町が利活用方法を決定したものであります。その後、昨年6月議会定例会の全員協議会において、町の決定方針を報告させていただきました。合せて、同定例会において、公募型プロポーザルの実施に必要な企業誘致条例の一部改正を提案し、全会一致で

議決いただいたことを受けまして、現段階に至っているところであります。先般の9月議会定例会の一般質問では、小舟渡地区以外の意見を伺う必要がないか、とのご指摘がありましたが、町としましては、地元の意見を尊重して決定するという方針に従って、進めてきたところであります。以上でございます。(町長降壇)

○8番(小松雅彦君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、8番、小松雅彦君。(小松議員登壇)

○8番(小松雅彦君) はい、8番、小松雅彦です。答弁ありがとうございます。

1点目の文部科学省では、廃校施設の活用を推進するために、必要を満たす場合は、国庫への納付が不要となり、報告書の提出だけで手続きを完了することができる予定であるとのことです。また、処分に関する特別な委員会の設置等はなく、地方自治法及び町条例の規定とするとのこと。旧小舟渡小学校の資産価値を教えてください。これだけの規模の財産処分に関して、委員会の実施と承認がなくてもいいのでしょうか、お伺いいたします。さらに、議会の承認を受けなくてもいいのか、お伺いします。

2点目のPRの件ですが、旧小舟渡小学校の活用先が決まっていないので、問い合わせが来るのであって、決まってしまうたら問い合わせは来ないと思います。私の言いたいことは、関心を持ってから、事業計画を作るのに時間がかかるということです。単純にあれをやりたい、これをやりたいんだけど、構想といいますか、イメージはできますが、この事業をすると決めたとして、計画を作るにあたり、収益がいくらで、費用がいくらかかるのか。設備や改築をどうするのか。改築の設計や、改築費用をどのように作るのか。運転資金をどうするのか。国等の補助金を考えたときは、申請をどのようにするのか。申請に必要な時間はどのくらいかかるのか。許可が下りるのかどうかを調べるだけでも、かなりの時間が必要で、きちんとした事業計画は3、4か月では作成できないと思い、お伺いしました。また認可のスケジュールとだけだと、これから実際にその事業ができるのかどうか、不安になると思いますが、そのことをお聞きしたいと思います。

3点目の(ア)については、判断基準には、環境への配慮、地区住民との融和、町への貢献等も考慮していただきたいと思います。判断実施者とは、プロポーザル委員会にお願いするとのことですが、委員会のメンバーは、副町長を座長に、課長職級で構成されているとお聞きしました。オール職員だと密室での会議による恣意的な決定と、とられかねないと思います。外部識者をメンバーに加えることが大切であ

り、必要だと考えますが、お伺いします。3点目の(イ)については、実施要領を教えてくださいいただけますか。その中に、解体費用の計画がありますか。また、地元の意見を尊重するのであれば、地元の方を初め、観光ネットワーク、商工会、そしてコンサルタント、設計事務所など専門家をメンバーに加えるべきだと思います、お伺いします。3点目の(ウ)について、事業者が決定した場合は、プロポーザルの審査基準や基準点数など公表していただけるのか、お伺いします。3点目の(エ)について、階上町DX推進計画に則り、進めていくとともに、誰でも参加ができるように、紙媒体のプレゼンなどの選択ができるようにしていただきたく、お伺いします。3点目の(オ)について、国の廃校利用に関する補助事業ですが、町としては、一つ一つ精査したのでしょうか。町のためになる政策を模索し、調べたのでしょうか。また、民間団体も利用できる補助事業を例示したとありますが、その内容を精査したのでしょうか。国の補助事業です。補助を受けるのには必要書類が多く、クリアするためには多くの時間と労力が必要と考えます。補助見込みの確認が取れない中での申請や、プレゼンをしなければならない団体や、そのために断念する団体があると思います。このような状況で、果たして公平なプロポーザルができるのでしょうか、お伺いします。

4点目については、町運営について、補助金制度を熟知した上で活用を考え、その上でプロポーザルにしたのかお伺いします。

5点目について、地元の代表から意見、地元の代表からの意見を尊重して、町が利活用を決定し、6月議会で、プロポーザルの必要な条例の一部の改正を可決し、現在に至っているとのこと。私は今、大変反省をしているところです。もっと早く、こんな大事なことに気がつかなかったのかと悔いてなりません。地元の代表者は意見を求められたときには、無償貸付や無償譲渡の話は聞いてないようで、驚いているようでした。また、地元の若い人たちの中には、一部を借りて活用したい、との意見があるとお聞きしています。地元の意見が大切であるのであれば、広く地元の人々の意見を聞いていただきたいと思います。何度も繰り返しますが、これだけ大きな財産は、地元住民だけにとどまらず、町全体の大きな宝物であり、観光、産業、企業などの発展に寄与する拠点にしたいと思っております、お伺いします。(小松議員着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立） はい。それでは小松議員の質問にお答えいたします。

1点目の旧小舟渡小学校の資産価値でございますが、令和4年6月議会全員協議会で報告をした通りでございます。この建物は、不動産鑑定額としましては、土地が2,026万5,000円、建物は1,374万8,000円の、合わせて3,401万3,000円となっております。しかし、この建物を解体する場合、その費用は約1億1,300万円と見積もられており、差し引き7,900万円の赤字となる状況を踏まえて、貸付金額を原則無償、最終的な譲渡金額を無償としているところでございます。

次に、財産処分についてですが、地方自治法96条では、議会の議決事項について定められておりますが、その第1項第6号に条例で定める場合を除き、財産の適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付ける場合を議決事項と規定されております。先の6月議会定例会にご提案申し上げた、階上町企業誘致条例の一部改正により、追加した特定遊休財産の利活用第5条により、その財産の貸付及び譲渡について規定しているところでございますので、地方自治法及び町の条例に則って処分できるものと考えております。

2点目の作成期間に関しましては、先に大下議員のご質問にもお答えした通りでございますが、事業提案に際しましては、活用予定事業の補助対象性や実現可能性を検討した概要案を、ご提出いただくこととしております。設備や改築計画、収支計画などの詳細な内容につきましては、提案者の方々が、専門家の方々とご協議の上、最終的にご決定いただくこととなっております。その上で、町へ提出する事業実施計画の中で、36月ないし60月で、無理のない計画であるのかを審査させていただくこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の(ア)の審査基準につきましては、公募型プロポーザル実施要領において、各項目に配点を設定しております。その中で、地域貢献には30点という高配点を割り振っておりますので、十分重視をしております。プロポーザル審査委員会の委員構成に関しましては、町の規定に従って設置されたものであり、町のプロポーザル事業において、これまでも実績がございます。また、実施要領においても、本委員会が審査を行うことを公表しておりますので、現段階での委員の変更は困難であると考えております。

3点目の(イ)の改善費用の計画に関しましては、公募型プロポーザル実施要領において、提案された事業目的に沿って、最低13年間は活用していただくことを条件としております。また、校舎は鉄筋コンクリート造りで、築35年となっておりますが、まだ耐用年数に達しておりませんので、今回のプロポーザルでは活用計画のみを募集しております。解体計画については、事業者の方々が将来的にご判断いただくこ

ととなっております。

3点目の(ウ)審査基準に関しましては、実施要領の12選定方法において、事業計画、地域貢献、事業実績、提案価格などの項目と配点を明記しております。この部分については既に公開しておりますので、ご参照いただければと思います。ただし、基準点の公表に関しましては、これまでの公募型プロポーザルにおいても審査終了後には公表しておりませんので、本審査についても同じ方針で進めさせていただきたいと考えております。

3点目の(エ)紙媒体での提案ですが、先ほどの答弁で申し上げましたが、広く提案を募集し、公平性を期すため制限しているところでございますが、提案書の提出に際して要望等がある場合には検討をさせていただきたいと思っております。

(オ)の町で補助事業の精査及び模索をしたのかとのご質問ですが、先ほど答弁した通り、津波浸水区域への施設の設置について、検討する前に、町の公共施設の設置の考え方として、安心安全の確保を優先するとして、答弁したところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、例示した補助事業につきましては、一般的に国が公表している事業の例示となっております。

5点目の件については、本事業について、町として地元の方々から利活用に関するご意見を伺い、その後、町が方向性を決定し、議員各位へ説明及び条例改正などの議決を経て、ここまで進めてまいりました。この過程においては、議員の皆様方からも、ご理解とご協力をいただきましたことにご感謝申し上げます。また、観光、産業、漁業などの発展に寄与する拠点とのお話もございましたが、ご提案の趣旨については、公設民営による産業振興を目指しているものであると認識しております。町としましても、観光や産業振興については、重要な課題であると認識しておりますが、そのあり方について近年、国ではPPPやPFIという制度を用いて、民間の資金やノウハウを活用した、社会資本の整備を進めております。これらの制度は、公共施設やサービスの建設、維持管理運営などを、民間の力で行うことで、財政負担の軽減と、インフラや公共サービスも、維持向上の両立といった効果をもたらすものになります。このような新しい取り組みにも、町としては積極的に参画していきたいと考えております。以上でございます。(総合政策課長着席)

○8番(小松雅彦君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 8番、小松雅彦君。(小松議員起立)

○8番(小松雅彦君) はい、8番、小松雅彦です。答弁ありがとうございます。

プロポーザル活用において、プレゼンは良いことばかり説明すると思いますが、地元も、その企業の業績が悪化した場合に、負の負担だけ残される可能性が高いと思います。例えば、解体費用の積立金として、換算すると、年に600万かかると思いますが、これを町の方で1年に1回ずつ預かるとかということができるのでしょうか。町としては、どのようなリスクやデメリットを考えているのかお伺いします。

3年後、あるいは5年後に企業の状況を判断する際は、企業会計の決算書が提出されると思います。町の会計は、単式簿記だと思えます。決算書を見て、その企業状況を見極めることができるのでしょうか。例えば、小舟渡事業所として、赤字であっても、企業全体で黒字であれば、企業全体の決算書を提出。また反対に、企業全体が赤字なのに、小舟渡事業所のみ黒字だと、小舟渡事業所のみ決算書を提出するかもしれません。町では、解体にかかる費用を考え、土地建物は負の財産としているようですが、当初設計費などは、長期借入で返済されるものと思います。これに土地建物を加え、資産計上すると、支払いが苦しくとも、資産があるように見えると思います。

また、長期借入金を返済しながら、短期の黒字化は難しいと考えます。さらに、少し恣意的に作られていると、専門家でも、問題を指摘することは難しいと考えています。果たして経営状況を正しく判断できるのでしょうか、お伺いします。公共設備の設置は、安全を優先にしており、津波浸水区域などのリスクのある場所には、原則として設置しない方針としているとの回答です。町としては、リスクがあるので活用は考えていないとのことのようです。小舟渡小学校の児童が減少しないで統合されていなければ、このまま20年、30年と使われたのではないのでしょうか。また、リスクがあるので、町は活用しないので、どうぞお使いください、というのも矛盾した話だと思えます。

さて、大学生が廃校を活用した町づくりをテーマに、テレビ放映されていましたし、新聞にリノベーションなどを題材に、研究しながら実践に取り組むとありましたが、一つの事業者だけが報道されることが良いのか、疑問が残りますが、それとは別に、地域作りにはよく、よそ者、若者、バカ者が必要だと言われています。よそ者、若者が集うことは、事業計画を見ていないので何とも言えませんが、基本的に参加していただけることは、良いことだと思います。これに地元の若者、バカ者、役場職員の若者、バカ者がすることで異なった視線や視点や考え方、新しい発想が生まれ、事業に幅があり、幅が出来、そして諦めずに最後まで頑張ることにより、より良い観光政策や、産業振興に大きく寄与すると思われれます。

この方々に地元の方、観光に携わる方、産業界の方などが加わり、オール階上で知恵を出し合い、より良い方向へ船出していただきたいと思えます。役場職員の方々

は優秀な方が多いので、職員の方が関係者を導いていただければと思います。以前は、商工会員と商工会が伴走支援型事業をしていましたが、現在は町が商工会と伴走型支援事業を締結しています。町は、事業者と全く関わらないというわけにはいかないと思います。この際、テーブルについて、皆さんと協議をしたらいかがでしょうか。

前回いろんな活用の方法をお話しました。大切なものは、観光や産業振興でも、素晴らしい自然の中に日々暮らしている人々の営みや暮らし、さらに人との繋がりではないでしょうか。切り離してしまっただけではいけません。私の知り合いに、アワビの殻を利用して作った装飾品や、古くから不老不死の妙薬とされている貝殻を使用したふりかけを作ったりと研究している人がいます。小さいスペースが使用できたらという意見を持っている人が多くいるのではないのでしょうか。活用の仕方はたくさんあり、大いに議論するべきだと思います。

旧小舟渡小学校は何度も言いますが、地元の宝物であり、階上町の宝です。町長は浜手出身で、海の良さ、大切さは人一倍分かっていると思います。プロポーザルが告示された今、取り消すのは大変難しいと思いますが、譲渡した先が大丈夫かと心配するよりも、今一步踏みとどまって、町がリーダーとなって、広く皆さんの意見を聞いて、より良い方向に活用を目指し、一致団結し、一生懸命に汗を流し、努力することで、20年後、30年後、譲渡しなくてよかった。階上町の宝を守れた、町が活性化されたとなるように舵をきってみませんか。厳しい財政の中で、事業の投資は厳しいと思いますが、厳しいからこそ、ともに知恵を出し合って、費用を上回る効果を上げていただきたいと思います、お伺いして、質問を終わります。(小松議員着席)

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。(総合政策課長起立)小松議員の質問にお答えいたします。

はじめにリスク等についてのご質問ですが、負の負担だけ残るとのご指摘ですが、そのようなリスクを極力回避する方法として、最初は貸付、その後業績を判断して、譲渡するとしているところで、計画通り進んでいない事業にまで譲渡するとしているところではございません。また、町の職員に、複式簿記等の決算書または読み解く力があるのかというふうなご質問だと思いますが、確かに公認会計士や税理士の

ような専門的な見地から判断することは難しいかもしれませんが、職員の中にも職業経験や就学の中で、民間企業会計について知識のある者もおりますので、通常の判断については問題ないと考えているところでございます。

学校を統合しなかったら、このまま活用したのではないかとのご質問ですが、先の東部地区小学校統合については、児童生徒数の減少も理由としておりますが、両小学校が津波浸水区域にあることから、安全確保することも主な目的として進めたところでございます。民間への活用について、リスクを説明せずに行うことはできないものと考えておりますが、説明した上で、そのリスクを理解した事業者が活用することは何ら矛盾するところではなく、現に 1 回目のプロポーザル実施の際に、旧大蛇小学校が決定となり、現在に至っているところでございます。

学生や若者の参加についてはご理解をいただき、お礼を申し上げます。まさに今、町が実施しております公募型プロポーザルは、学生や若者、産業界など町内外の知恵を存分に発揮し、様々な分野の視点から多くのご提案がいただける機会として捉えているものでございます。いずれにしましても、全国では毎年 470 校程度の廃校が、施設が生じております。文部科学省の調査によると、自治体の約 8 割が公募も行わず、半分以上が意見調査も行っていないと報告されております。

そのような中、本事業の実施につきましては、町のご提案を議員各位にもご説明申し上げ、ご賛同いただいたことにより、進めているところでございますので、ご協力方よろしくお願いして答弁といたします。以上でございます。(総合政策課長着席)

○議長(長根岩夫君) 以上で、8番、小松雅彦君の質問を終わります。
これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(長根岩夫君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
次の会議は、12月8日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午後0時50分)

令和5年第6回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和5年12月8日 (金曜日)

令和5年第6回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和5年12月8日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 階上町下水道事業の設置等に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 階上町監査委員に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 階上町空き家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第10号 | 令和5年度階上町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 令和5年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第15号 | 令和5年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第12号 | 令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和5年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第13号 | 令和5年度階上町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議会案第1号 | 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 17 階上町選挙管理委員及び補充員の選挙について

日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	土橋美加佐君	2番	渡部高明君
3番	中島孝一君	4番	熊谷道雄君
5番	小坂正年君	6番	下沢育男君
7番	大下修君	8番	小松雅彦君
9番	上道二三男君	10番	森榮吉君
11番	林貢君	12番	百目木和俊君
13番	大江和夫君	14番	長根岩夫君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
教育長	丸岡博君	総務課長	濱浦幸夫君
総合政策課長	地代所誠君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	大谷地尚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君
介護福祉課長	古川明美君	産業振興課長	西山圭一君
建設課長	上静志君	教育課長	中屋敷司君
会計管理者	濱浦孝子君	代表監査委員	境栄治君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 茨 島 俊 行 君 庶 務 G L 下 平 有 香 君

総務課主査 花 生 智 紀 君

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（長根岩夫君）

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 1、議案第 1 号 階上町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 7 番、大下修君。（大下議員起立）

○7 番（大下修君） はい。7 番、大下修です。それでは、質問に入らせていただきます。

この下水道事業設置等に関する条例制定は、下水道事業が公営企業会計移行に伴う条例を制定するものと理解しております。なぜ、公営企業会計に移行するかといえば、人口減少等による料金の収入の減少、施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを待つ経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に更に的確に取り組むために、公営企業会計の適用を推進すると言われております。

要するに、効率的、効果的な事業の執行やその過程の透明性、客観性の確保、説明責任の配慮、事業効果の明確化を図るものと理解しております。簡単に言えば、

民間企業で行っている決算の状況を一目で理解できる貸借対照表や損益計算書という書類を作成し、儲かっているか、厳しい状況か、全くの赤字か、その書類を見て分析し、事業をどうするか、検討することを目的としていると理解しております。民間企業で行っている会計を役場も勉強してください。国も地方に対して、私の言葉が悪いんですけども、考えないで、ダラダラやっていないで、分析して、自ら考えて事業を進めなさい、国の補助金だけを頼らないようにしてください、と言っているようにも理解できます。

この条例の経営の基本、第 3 条に下水道事業は常に企業の経済性を発揮する、共に云々とあります。また、業務の状況説明書類作成 8 条があり、2 項に決算の状況と予算の概要及び経営方針それぞれ明らかにしなければならないとあります。この決算の状況と予算の概要及び経営方針を明らかにする書類には、どんな書類なのか、ご説明をいただきたいと思います。何種類の書類なのか、その書類の目的、効果など書類の名称を伺っておきたいと思います。

次に、当町の下水道事業は、既に工事が完了している漁業集落排水処理事業特別会計と公共下水道事業特別会計と二つあると認識しています。この二つの事業の、決算の状況と予算の概要および経営方針は、別々に行われて、その情報が町民に開示されるのか伺っておきたいと思います。以上の 2 点をお伺いします。よろしくお願ひします。(大下議員着席)

○建設課長(上静志君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) はい。それでは大下議員の質問にお答えいたします。

決算等に明示するものの種類と名称ということと、それから事業の方の二つを明示するかということでございますけども、決算等の報告の方には、書類の方は規程の方で 12 種類を想定しております。その中でうちの方に該当しないものもあるかと思っておりますけども、名称等は決算報告書、損益計算書、それから貸借対照表、剰余金計算書または欠損金計算書、それから剰余金処分計算書または欠損金処分計算書、事業報告書、あとキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、それから企業債明細書、継続【副:追加 費】精算報告書、基金運用状況調書というふうな調書になっております。この辺は今後、うちの方に該当するもの等は精査して進めていきたいと思っております。もう一つの、統一したものじゃなく、各々で明示していくというふうな方針でおります。以上です。(建設課長着席)

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 7番、大下修君。（大下議員起立）

○7番（大下修君） 回答ありがとうございます。

名称は12種類ということで、お伺いしましたけども、簡単な説明は受けておりませんでしたけども、後日でもいいし、できれば今簡単に、で結構ですので教えていただきたいと思います。

それで二つの事業ということで、今お話していただいて、12種類の書類ということですけども、これらは町民に情報開示されていたかどうかというご回答がなかったんですけども、もう一度そのところをお願いします。そしてどのような形で情報公開されるのか、確認しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

（大下議員着席）

○建設課長（上静志君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 建設課長、上静志君。（建設課長起立）

○建設課長（上静志君） はい。名称のほうは、もう一度申し上げます。この中でうちの方に該当するもの等は精査のほうは必要ですけども、規程の方で謳っているものをご紹介します。決算報告書、それから損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書または欠損金計算書、剰余金処分計算書または欠損金処分計算書、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、継続費精算報告書、基金運用状況調書と、なっておりますけども、内容、あ、内容でした、名称等、あ、内容ですか。内容についてはちょっと今回、持ってきてませんので、後日お知らせいたします。

それから、こちらのほうの情報のほうについては、決算等は町のホームページ等で通常載せておりますので、これもそのようになっていくものというふうに解しております。以上です。（建設課長着席）

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 7番、大下修君。（大下議員起立）

○7番（大下修君） はい、ありがとうございます。それでは、内容のほうについ

ては後日お願いします。そして 12 種類についてホームページで、公開ということで、よろしくをお願いします。

そこでですね、その中でも当町には特別会計の中でこういった公営会計、私、一般質問でも、質問させていただきましたけども、下水道事業しかございませんっていうか、病院等ございませんので、そういう形になると思います。そういった中で、下水道事業というのは、一般企業のほうでそういった事業をしておりませんので、資産評価というところが大事になってくるのかな、というふうに思っております。民間にない資産でございますので、どうぞ適切にというか、適切にというしかないのかもしれませんが、適切に評価していただいて、指導等あるかと思っておりますけども、適正な決算報告を作っていただいて、分析していただいて、下水道事業の戦略を適正に作っていただきたいなあ。そして、それが町民にとって透明性のある情報開示になっていただければ、よろしいのかなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。以上です。(大下議員着席)

○議長（長根岩夫君）

はい、他に質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 1 号 階上町下水道事業の設置等に関する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第 2、議案第 2 号 階上町監査委員に関する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町監査委員に関する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第3 議案第3号 階上町印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町印鑑の登録および証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第4、議案第4号 階上町特別職の職員の給料等に関

する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 議案第4号 階上町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) 日程第5、議案第5号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第6、議案第6号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第7、議案第7号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 階上町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第8、議案第8号 階上町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 階上町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第9、議案第9号 階上町空き家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7番（大下修君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 7番、大下修君。（大下議員起立）

○7番（大下修君） 7番、大下修です。よろしく申し上げます。議案第9号につ

いて質問させていただきます。

提案理由に、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正をするために提案するものであるとあります。また、地方自治法(議決の事件)第96条第1項、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設けてさらに改廃すること、とあります。この特別措置法の中身について具体的にご説明を伺って、議決にいたしたいと思しますので、ご説明を具体的にわかりやすくお願いいたします。以上です。(大下議員着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長(地代所誠君) はい。(総合政策課長起立) それでは議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、本条例の改正についてでございますけども、特別措置法の当町が引用している条項について、例えば計画の作成であるとか、推進協議会の設置であるとかという部分が条項ずれを起こしましたので、6条1項を7条1項、それから7条1項を8条1項というふうになりましたので、その部分について対処するための改正ということでございます。以上でございます。(総合政策課長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 7番、大下修君。(大下議員起立)

○7番(大下修君) はい。回答ありがとうございます。

そうすると、この特別措置法というのは、空き家対策特別措置法とは、別な特別措置法で、条項ずれということの理解でよろしいんでしょうか。特定空き家とか、そういったこととは、別だということの理解でよろしいんでしょうか。その辺についてご説明を願いたいと思います。(大下議員着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長(地代所誠君) はい。(総合政策課長起立) それではお答えします。

ただいまの改正に該当してるのは、空き家等の対策の推進に関する特別措置法と
いうことでございます。以上でございます。(総合政策課長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 7番、大下修君。(大下議員起立)

○7番(大下修君) はい。回答ありがとうございます。

今回空き家について、12月議会で一般質問する予定でございましたけれども、急遽、色々な質問しなければならない事項がございまして、質問に至りませんでしたけれども、次回はこの件について一般質問させていただきたい、出来ればいいかなあと思っております。是非ですね、空き家対策というのは、全国的に大きな問題となっておりますし、当町には特定空き家というのは、今のところ1件も、なんていう該当するというんですかね、されていないように感じておりますが、見ていて町内をこう、くまなく見て歩くと、該当しそうな案件もあるのかなあと思っております。その辺も十分に町内を観察というのかな、調査していただいて、これについても適切な処理をお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(大下議員着席)

○議長(長根岩夫君)

他に質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 階上町空き家等の対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第10、議案第10号 令和5年度階上町一般会計補正予算第3号の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○5番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 5番、小坂正年君。（小坂議員起立）

○5番（小坂正年君） 5番、小坂正年です。

私からは、説明書のほうの9ページですね。2款総務費、8項地方創生費、4目移住定住新築住宅支援事業費に480万の補正を組んでますが、多分これは新築住宅を建てる方が増えてるのかなってということだと思っんですけども、階上町で今どれぐらい新築住宅が建っているのか。その辺の棟数を教えてもらえればと思います。よろしくをお願いします。（小坂議員着席）

○建設課長（上静志君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 建設課長、上静志君。（建設課長起立）

○建設課長（上静志君） はい。それでは小坂議員の質問にお答えいたします。

新築のこの事業でございますけども、今年度、4月から受付を始めておりまして11月末現在で34件の方が申請をされて補助金のほうを受け取っております。以上です。（建設課長着席）

○5番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（長根岩夫君） はい。5番、小坂正年君。（小坂議員起立）

○5番（小坂正年君） はい。ご回答ありがとうございます。

今、最近、資材等の高騰により、新築住宅を建てる方が少なくなっている、という話はよく伺います。その中でも階上町で、住宅の棟数が増えてるといのは、嬉しいことだと思います。一応この支援事業補助金のPRとかですね、その辺をうまくやって、まだまだ棟数を増やしていただければと思いますんで、よろしく願いを

して、質問を終わりたいと思います。(小坂議員着席)

○議長(長根岩夫君) 他に質疑はありませんか。

○6番(下沢育男君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 6番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○6番(下沢育男君) はい。6番、下沢育男です。

私のほうからも1点、ご質問をお願いいたしたいと思います。一般会計補正予算説明書10ページ、3款2項1目。10ページ、3款2項1目。老人福祉総務費についての中で敬老会補助金のご質問です。

敬老会補助金としまして、343万8,000円の減額補正となっております。これは諸事情等あって、敬老会がなんか中止となったためと思われるのですが、コロナ明けで開催が出来ると思っておりましたが、どのような経過で行えなかったのか、1点お伺いいたします。また、支出しました予算については、どのような事業を行ったのかも合わせてお伺いいたします。(下沢議員着席)

○介護福祉課長(古川明美君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) はい。介護福祉課長、古川明美君。(介護福祉課長起立)

○介護福祉課長(古川明美君) はい。それでは下沢議員のご質問にお答えいたします。

今年5月に新型コロナウイルス感染症の規制が緩和されましたけども、今年度の敬老会について、実施するかどうかの決定をするために、7月に区長会議を開催いたしました。7月の時点では、まだまだコロナの再流行が懸念されていた時期でもあったため、対象者の安全を考え、地区の敬老会は中止とし、敬老事業対象者へは昨年同様、タオルの記念品配布のみとなったものでございます。

また、代替事業として、ハートフルプラザはしかみにおいて、町社会福祉協議会主催の、県知事表彰伝達式並びに町の敬老祝金贈呈式を開催することが決定されました。この式典の実施内容としましては、コロナ感染対策のため、対象者の年齢を絞り、会食をせず、折り詰めを配布する形で開催いたしました。出席者は100歳到達者、それから88歳到達者ご夫婦、88歳祝金贈呈者、計39名の出席をいただきました。出席者の年齢を考慮して、時間短縮を図り、実施し、個別の写真撮影など

はとても好評でございました。以上でございます。(介護福祉課長着席)

○6番(下沢育男君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 6番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○6番(下沢育男君) 6番、下沢育男です。ご回答ありがとうございました。

先ほどの説明では、7月に区長会を開催し、まだまだコロナの再流行が懸念されるということで、対象者の安全を考え、敬老会を中止したということで、敬老会は各行政区において実施しております。今後はまた団塊の世代ということで、対象者が増えてくるとお考えいただけますので、出来れば敬老会を開催し、また、敬老会を期待している人も多数あると思われるので、実施出来るよう、お願いしたいと思っております。

来年度の予算策定も、もう始まっていると思っておりますが、予算計上の方は今年度同様、またお願いしたいと考えております。またこの敬老会のあり方についても、今後の方針等、お伺い出来れば、ご回答の方をお願いしたいと思っております。ご回答を得ましたら、以上質問のほうは終わらせていただきます。大変ありがとうございます。(下沢議員着席)

○介護福祉課長(古川明美君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 介護福祉課長、古川明美君。(介護福祉課長起立)

○介護福祉課長(古川明美君) はい。来年度の予算についても、今年度同様、予算計上したいと考えております。また、敬老事業の今後の方針については、議員ご案内の通り、対象者の増加と今年度の実施状況を踏まえて、行政区長の意見を伺いながら、対応してまいりたいと考えております。以上でございます。(介護福祉課長着席)

○議長(長根岩夫君) 他に質疑はございませんか。

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 7番、大下修君。(大下議員起立)

○7番(大下修君) 7番、大下修です。

令和5年度補正予算に関する説明書をお願いします。12ページとなります。12ページの7款、商工費について、1番の上段になります。ここに事業活性化資金保証料補給費補助金492万2,000円とあります。この補助金の具体的な内容について、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。(大下議員着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 産業振興課長、西山圭一君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(西山圭一君) はい。それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。町内の中小企業者の経営の安定と事業活性化を図り、地元の産業の振興を期することを目的とし、町内事業者が融資を受けた場合にかかる保証料を全額、町が助成しております。内容は以上です。(産業振興課長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 7番、大下修君。(大下議員起立)

○7番(大下修君) はい。ありがとうございます。

この財源がですね、一般財源から出ていることとございます。この産業育成といいますが、中小企業に関してですね、なぜ今この時期にこの補助金を出すのか、伺っておきたいと思っております。(大下議員着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 産業振興課長、西山圭一君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(西山圭一君) はい。それでは大下議員のご質問にお答えいたします。当初でも、一応200万計上しておりました、8社程度と見込んでおりましたけども、コロナなど物価高騰の影響によるものと思われるけども、事業者からの借入れが多いと、申請が多いということで、保証料が増額したため、490万の補正をして対応したいということです。以上になります。(産業振興課長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長（長根岩夫君） 7番、大下修君。（大下議員起立）

○7番（大下修君） はい。ありがとうございます。

十分に活用されて当町の中小企業の方々が元気に事業を継続して、また、雇用にも貢献していただければ幸いかなと思います。どうぞよろしく申し上げます。以上です。（大下議員着席）

○議長（長根岩夫君）

他に質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 令和5年度階上町一般会計補正予算第3号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号及び議案第15号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） この際、日程第11、議案第11号 令和5年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第3号の件および日程第12、議案第15号 令和5年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の件、2件を一括して議題いたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第11号 令和5年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第3

号の件および、議案第 10 号 令和 5 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号の件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号及び議案 14 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(長根岩夫君) この際、日程第 13、議案第 12 号 令和 5 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号の件および日程第 14、議案第 14 号 令和 5 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号の件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7 番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 7 番、大下修君。(大下議員起立)

○7 番(大下修君) はい、7 番、大下修です。説明書で質問させていただきます。

46 ページをお願いします。何点か質問させていただきます。46 ページ、3 歳出の 1 款 総務費ですね。一般管理費、1 目ですね。ここに補正額の財源内訳で、一般財源 346 万円が増額になっております。この増額の理由、内訳をお伺いしたいと思います。

同じく、ページですけれども、3 款の公共下水道事業費の 1 目の公共下水道事業費の財源の中で一般財源ですね、256 万 4,000 円。これの内訳、内容についてもお伺いしたいと思います。

それと、この 3 款のところに国から支出金ですね、690 万減となっております。そして、地方債、同じく 690 万減となって、2 つを合わせて 1,380 万円の減となっております。この減の内訳ですね。下水道事業の管渠工事、これに値するかどうかと思うんですけども、足し算してもちょっとよくわからないので、これを含んでご説明

をお願いしたいと思います。以上です。(大下議員着席)

○建設課長(上静志君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) はい。申し訳ありません、遅くなりまして。

一般管理費、こちらの財源の補正ですけども、その他から減った分が、一般財源が増えたということでございますけども、その他には消費税還付金のほうが充てておりましたけども、今年度そちらのほうが少なくなったと。納めることになりましたので、入ってこないということですので一般財源のほうで補填をすると、いうことでございます。それから、3 款の内訳で、一括で終わるのかな。国庫支出金、それから地方債、こちらは補助事業に対する事業費が交付。うちの要求に対して満額交付出来なかったということで、この分が減額というものでございます。それから一般財源に関しましては、単独補助対象にならない、工事等が出てまいりましたので、その辺はこちらのほうから補填をすると、で充てて執行したいということでございます。以上です。(建設課長着席)

○7番(大下修君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 7番、大下修君。(大下議員起立)

○7番(大下修君) はい。回答ありがとうございます。

消費税の還付が入らなかった。国の方から補助金が出なかったということで、工事のほう、出来なかったということだと思います。令和4年度も、最近このような状況が多く発生しているかと思います。なかなか戦略、下水道の戦略計画をお立てになっても、その通り遂行出来ていないのが、毎年のように見られております。

そういった中で、議案の第1号でしたか、条例改正によって、公会計ということで質問をさせていただきましたけども、このように国の補助金ですね、なかなか満額出ない状況が何年か、も続くようになっていると理解しております。本当に今まで先の見通し、公共下水道事業について、先の見通しについて、何回か質問を、一般質問をさせていただきました。見通せない、見通せない、完了を見通せない、という回答をもう何年にもなりますかね、伺っております。

今は変わったのかもしれませんが。青森県内で下水道事業をやっていない事業、取りやめた事業、確か8町村あって、市で初めて今年、むつ市がですね、やめるとい

うことで決定しました。当町も 40%に目標が何年未達しているのか、ちょっと数字はわかりませんが、大変、この厳しい状況だと思います。そして、今、戦略計画では、リスク管理として、停電になった場合の自家発電を導入しようという、する計画があって、2 年間ですか。確かいくら、相当な何億だったかな、相当な金額を予定しております。

このようにですね、大変厳しい事業です。公会計でもそのことを十分踏まえて、判断してくださいよ。国はもう、なかなか全国の市町村に対応出来ない状況ですよ、というふうな、表立っては言えないんでしょうけども、そういう趣旨であるように私には思っております。なかなか評価委員会とかも設置していただけない状況が続いております。

こういった中で、このような事業を、条例改正も含めて検討していかなければ、この次回にもちょっとあの質問させていただきましても、受益者負担、基本がですね、そういうことがなかなか（聞き取れず）、全町民がこの事業を負担しております。大変素晴らしい合併浄化槽というツールも出来てまいりました。総合的にランニングコストも含めてですね、どっちのほうが、合併浄化槽と下水道事業と良いのか、本当にそういう比較した資料を含めて、議会のほうにも、そういった全協などで説明していただきたいと思います。何度もお願いしたような気もしますけれども、なかなかそういう資料も出てきません。本当にそういったことを議論して決断していかなければ、ズルズルズルズル進むことが果たして町民のためになるんだろうか、と切に思っております。どうぞ、その辺を、条例改正も含めて検討していただけるようお願いして、質問を終わらせていただきます。以上です。（大下議員着席）

○議長（長根岩夫君）

他に質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 12 号 令和 5 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 2 号の件および議案第 14 号 令和 5 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号の件、2 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第15、議案第13号 令和5年度階上町介護保険特別会計補正予算第2号の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第13号 令和5年度階上町介護保険特別会計補正予算第2号の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会案第1号議題、質疑、討論、採決

○議長（長根岩夫君） 日程第16、議会案第1号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議会案第1号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって提案理由の説明、委員会付託、質疑および討論は、省略することに決定いたしました。

これより議会案第1号 階上町議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案の通り可決されました。

◎階上町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長(長根岩夫君) 日程第17、階上町選挙管理委員および補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

階上町選挙管理委員に根岸春雄君、濱谷孫四郎君、佐々木重光君、守正三君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました、根岸春雄君、濱谷孫四郎君、佐々木重光君、守正三君を階上町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました根岸春雄君、濱谷孫四郎君、佐々木重光君、守正三君が階上町選挙管理委員に当選されました。

次に、階上町選挙管理委員補充員を指名いたします。

補充員に1番 菅井盛基君、2番 鈴木勉君、3番 甲地実君、4番 桑原英世君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました、1番 菅井盛基君、2番 鈴木勉君、3番 甲地実君、4番 桑原英世君を階上町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました、1番 菅井盛基君、2番 鈴木勉君、3番 甲地実君、4番 桑原英世君が階上町選挙管理委員補充員に当選されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(長根岩夫君) 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長(長根岩夫君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(長根岩夫君) 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。（町長登壇） それでは、閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る 12 月 5 日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。議員各位には、ご提案申し上げました議案につきまして、原案の通り議決いただき、厚くお礼申し上げます。議決いただきました各議案の執行には万全を期してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

おかげさまで、明日 12 月 9 日をもちまして、新型コロナウイルスワクチン集団接種が終了いたします。令和 3 年 5 月 30 日から開始された集団接種は、2 年 7 ヶ月で計 81 回実施し、1 日で最高 850 人を超え、平均 400 人の方々が接種されました。これまで、安全に集団接種を実施出来ましたものも、町内外の医療関係者の皆様や、労災 OG の看護師の皆様、委託職員の皆様のご尽力とご協力の賜物であり、心よりお礼申し上げます。

町としましては、今後におきましても、議会の理解を得ながら、町民の皆様の生命と日々の生活を守りながら、様々な事業を展開していけるよう努めてまいります。ありがとうございました。（町長降壇）

◎閉会の宣告

○議長（長根岩夫君） これにて、令和 5 年第 6 回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前 11 時 00 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 長 根 岩 夫

会議録署名議員 上 道 二三男

会議録署名議員 森 榮 吉